

4.2 騒音・振動・低周波音

4.2.1 騒音

4.2.2 振動

4.2 騒音・振動・低周波音

4.2.1 騒音

計画地及びその周辺における騒音の状況等を調査し、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音による影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における騒音等を把握し、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音の影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 調査項目（騒音）

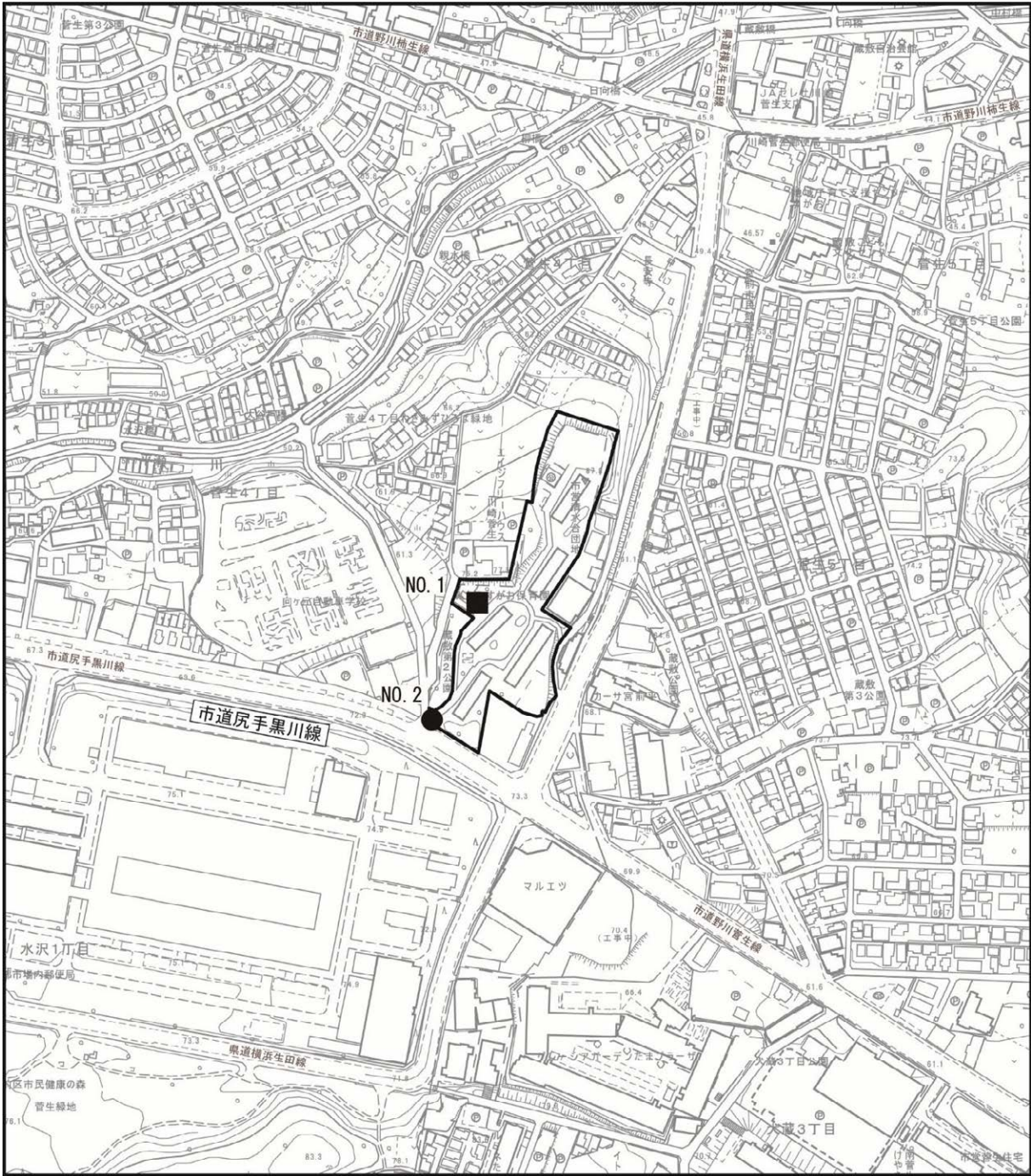
項目	調査項目
騒音	①騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音） ②地形及び工作物の状況 ③土地利用の状況 ④発生源の状況 ⑤自動車交通量等の状況（自動車交通量、走行速度、道路構造等） ⑥関係法令等による基準等

2) 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 調査地域・調査地点（騒音）

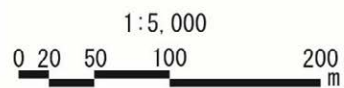
調査項目	調査地域・調査地点
①騒音の状況 （環境騒音及び道路交通騒音）	環境騒音は計画地内の 1 地点（No.1）、道路交通騒音は工事用車両走行ルート（市道尻手黒川線）の沿道 1 地点（No.2）とした（図 4.2-1 参照）。 なお、各調査地点の用途地域は以下のとおりである。 環境騒音調査地点：第一種中高層住居専用地域 道路交通騒音調査地点：準住居地域
②地形及び工作物の状況	計画地及びその周辺とした。
③土地利用の状況	計画地及びその周辺とした。
④発生源の状況	計画地及びその周辺とした。
⑤自動車交通量等の状況 （自動車交通量、走行速度、道路構造等）	「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1) 現況調査 2) 調査地域・調査地点」(p111 参照) に示すとおりとした。
⑥関係法令等による基準等	—



凡例

- 計画地
- 環境騒音 (NO. 1)
- 道路交通騒音 (NO. 2)

図 4.2-1 騒音調査地点位置図



3) 調査期間

調査期間は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 調査期間（騒音）

調査項目	調査期間
①騒音の状況 （環境騒音及び道路交通騒音）	以下に示すとおりとした。 令和5年6月13日（火）6～22時
②地形及び工作物の状況	—
③土地利用の状況	—
④発生源の状況	—
⑤自動車交通量等の状況 （自動車交通量、走行速度、道路構造等）	「4.1 大気 4.1.1 大気質（1）現況調査 3）調査期間」（p114 参照）に示すとおりとした。
⑥関係法令等による基準等	—

4) 調査方法

調査方法は、表 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-4 調査方法（騒音）

調査項目	調査方法
①騒音の状況 (環境騒音及び道路交通騒音)	<p>「騒音に係る環境基準について」(平成 24 年改正、環境省告示 54 号) 及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) により定められている測定方法に準拠した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目：騒音レベル ・機器：計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」 ・周波数補正回路：A 特性 ・マイクロホンの高さ：地上 1.2m
②地形及び工作物の状況	<p>「地形図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握した。</p>
③土地利用の状況	<p>「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。</p>
④発生源の状況	<p>「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握した。</p>
⑤自動車交通量等の状況 (自動車交通量、走行速度、道路構造等)	<p>「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1) 現況調査 4) 調査方法」(p115 参照) に示すとおりとした。</p>
⑥関係法令等による基準等	<p>以下の関係法令等による内容について整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

5) 調査結果

① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）

環境騒音及び道路交通騒音の現地調査結果は、表 4.2-5 に示すとおりである。

環境騒音（No.1）の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、50dB であり、昼間の環境基準を満足している。

道路交通騒音（No.2）の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、65dB であり、昼間の環境基準を満足している。

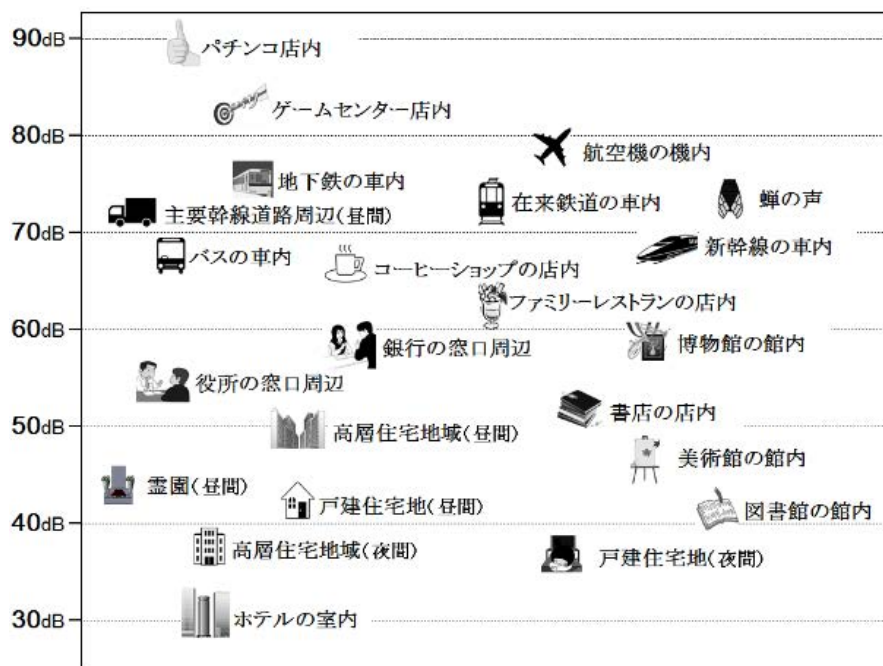
なお、調査結果の詳細は、資料編（p 資-35～36 参照）に示すとおりである。

表 4.2-5 環境騒音及び道路交通騒音の現地調査結果

騒音区分	調査地点	用途地域	地域の類型 ^注	時間	調査結果	環境基準 ^注
					等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)	
環境騒音	No.1	第一種中高層住居専用地域	A	昼間 6～22時	50	55
道路交通騒音	No.2	準住居地域	B	昼間 6～22時	65	70

注：地域の類型及び環境基準の詳細については表 4.2-6(1)～(4)（p160 参照）に示すとおりである。

騒音の大きさの目安は、図 4.2-2 に示すとおりである。



出典：「騒音の大きさの目安」（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ）

図 4.2-2 騒音の大きさの目安

② 地形及び工作物の状況

地形の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.2 地象の状況 (1)地形」(p55 参照)に示すとおりである。

計画地は現在、共同住宅として供用されており、その周辺には、主に戸建住宅や店舗等の低層建築物、集合住宅や商業施設、運輸施設等の比較的規模の大きな建築物も分布している。

③ 土地利用の状況

土地利用の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.6 土地利用の状況 (2)土地利用の状況」(p64～69 参照)に示すとおりである。

④ 発生源の状況

計画地及びその周辺には、著しい騒音の発生源は存在しない。

主な発生源となりうるものとしては、県道横浜生田線、市道尻手黒川線等の道路交通騒音が挙げられる。

⑤ 自動車交通量等の状況 (自動車交通量、走行速度、道路構造等)

自動車交通量等の状況の調査結果は、「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1)現況調査 5)調査結果

⑥自動車交通量等の状況 (自動車交通量、走行速度、道路構造等)」(p119～120 参照)に示すとおりである。

⑥ 関係法令等による基準等

a. 「環境基本法」に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準等は、表 4.2-6(1)～(4)に示すとおりである。

表 4.2-6(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq, T}$ ）	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

注：地域の類型は以下のとおりである。

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

A：専ら住居の用に供される地域とする。

B：主として住居の用に供される地域とする。

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

表 4.2-6(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	時間の区分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq, T}$ ）	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

表 4.2-6(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間（特例））

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq, T}$ ）	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70dB以下	65dB以下

注1：「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）

②前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

注2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じる道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

②2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

注3：工事用車両の走行に係る騒音の環境保全目標には本基準を適用した。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

表 4.2-6(4) 川崎市長が定める地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
B	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
C	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：各指定地域は「都市計画法第8条第1項第1号」に掲げるところによる。

出典：「川崎市告示第135号」（平成24年3月13日、川崎市）

b. 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 4.2-7(1)～(2)に示すとおりである。

表 4.2-7(1) 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定 建設作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機（電動を含む）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの^{注1}を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの^{注1}を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの^{注1}を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
基準値	85dB以下
作業時間	1号区域 ^{注2} ：午後7時～午前7時の時間内でないこと 2号区域 ^{注3} ：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業量	1号区域 ^{注2} ：10時間／日を超えないこと 2号区域 ^{注3} ：14時間／日を超えないこと
作業日数	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

注1：表内6、7、8の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（平成9年、環境庁告示第54号）をいう。

注2：「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域。
イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ. 住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ. 学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内であること。

注3：「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、前号に掲げる区域以外の区域。（表4.2-7(2)参照）

建設作業騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。（昭和43年、建設省・厚生省告示第1号）

表 4.2-7(2) 川崎市長が定める区域の区分

区域の区分	該当地域
第1号区域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80mまでの区域
第2号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

注：各指定地域は「都市計画法第8条第1項第1号」に掲げるところによる。

出典：「川崎市告示第92号」（昭和61年3月25日、川崎市）

c. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められており、「川崎市環境影響評価等技術指針」では、その具体的数値が示されている。

地域別環境保全水準は、表 4.2-8 に示すとおりである。

具体的数値等は、建設工事に係る騒音については「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準（表 4.2-7(1)参照）が、道路に係る騒音については、騒音に係る環境基準（表 4.2-6(2)～(3)参照）が示されている。

表 4.2-8 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
道路に係る騒音	環境基準を超えないこと。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.2-9 に示すとおり設定した。

表 4.2-9 環境保全目標

環境影響要因	環境影響評価項目	環境保全目標	具体的な数値等
工事中	建設機械の稼働	生活環境の保全に支障のないこと。	計画地敷地境界線上において 85dB 以下
	工事用車両の走行	沿道の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	昼間：70dB 以下

(3) 予測及び評価

本事業の工事中において、以下に示す騒音の影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行った。

<工事中>

- ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音
- ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.2-10 に示すとおりである。

表 4.2-10 予測項目（騒音）

環境影響要因	予測項目
建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル（ L_d ））

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.2-11 に示すとおりである。

表 4.2-11 予測地域・予測地点（騒音）

環境影響要因	予測地域・予測地点
建設機械の稼働	計画地敷地境界から約 100m の範囲とした。予測高さは地上 1.2m とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.2-12 に示すとおりである。

予測時期は、建設機械の稼働に伴うパワーレベルの合成値が最大となる時期を対象とした。

なお、予測時期の設定根拠は、資料編（p 資-37～38 参照）に示すとおりである。

表 4.2-12 予測時期（騒音）

環境影響要因	予測時期	
建設機械の稼働	1 期工事	工事開始後 7 ヶ月目
	2 期工事	工事開始後 61 ヶ月目

d. 予測方法

(a) 予測手順

建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測手順は、図 4.2-3 に示すとおりである。

建設機械の稼働状況をもとに、建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_5) を予測した。

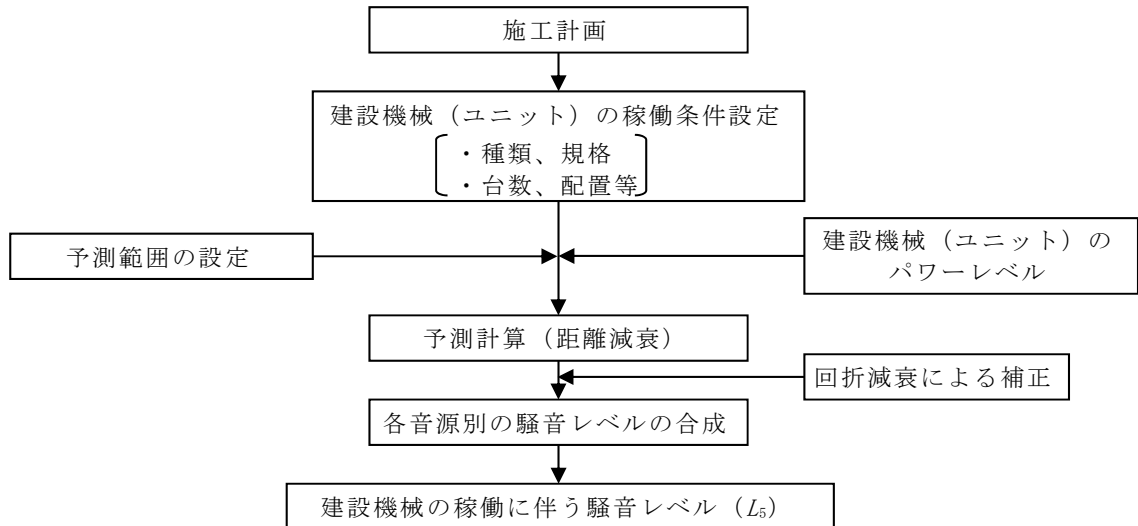


図 4.2-3 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測フロー

(b) 予測式

予測式は、「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007 (日本音響学会誌 64 号 4 号)」(平成 20 年 4 月、日本音響学会) に準拠した。予測式の詳細は、資料編 (p 資-40 参照) に示すとおりである。

(c) 予測条件

a) 建設機械の種類、パワーレベル及び稼働台数

建設機械の種類、パワーレベル及び稼働台数は、表 4.2-13 に示すとおりである。

表 4.2-13 建設機械の種類、パワーレベル及び稼働台数

種類	規格	建設機械 1 台 あたりの パワーレベル (dB)	稼働台数 (台/日)	
			1 期工区	2 期工区
			7 ヶ月目	61 ヶ月目
バックホウ	0.7m ³	101	8	0
ラフタークレーン	25t	108	0	1
ユニッククレーン	4t	103	3	0
発電機	125KVA	102	1	1
コンプレッサー	3.7m ³ /min	101	1	0
コンクリートポンプ車	80~100m ³ /h	107	0	2
コンクリートミキサー車	4.5m ³	100	0	2

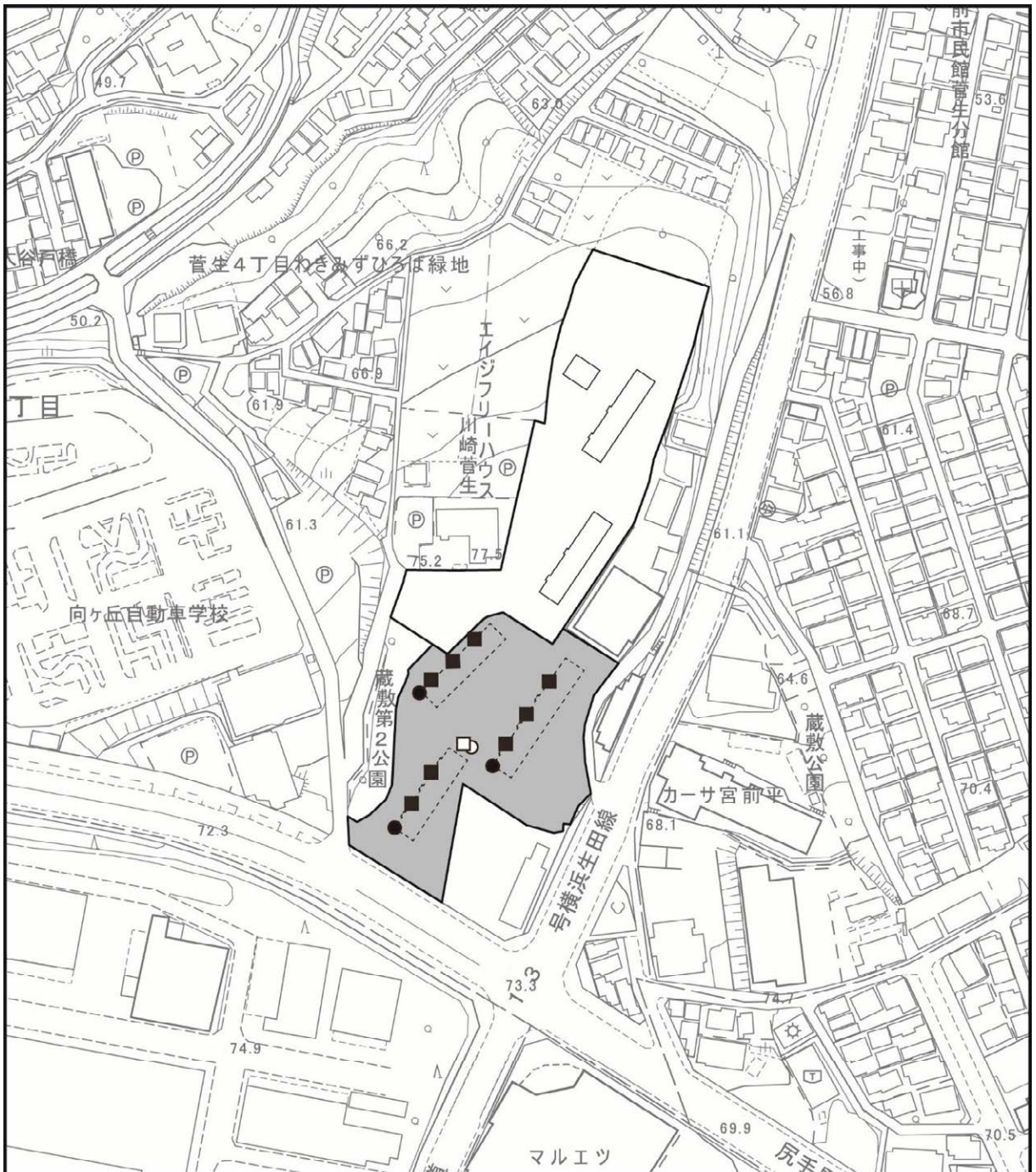
b) 建設機械の配置

建設機械の配置は、図 4.2-4(1)~(2)に示すとおりである。

c) 仮囲い

計画地外周部に仮囲い（高さ 3m）を設置する。

なお、仮囲いは遮音効果や回折減衰が見込まれるため、騒音の予測においてはその効果を考慮した。



凡 例

<使用建設機械>

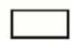




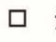


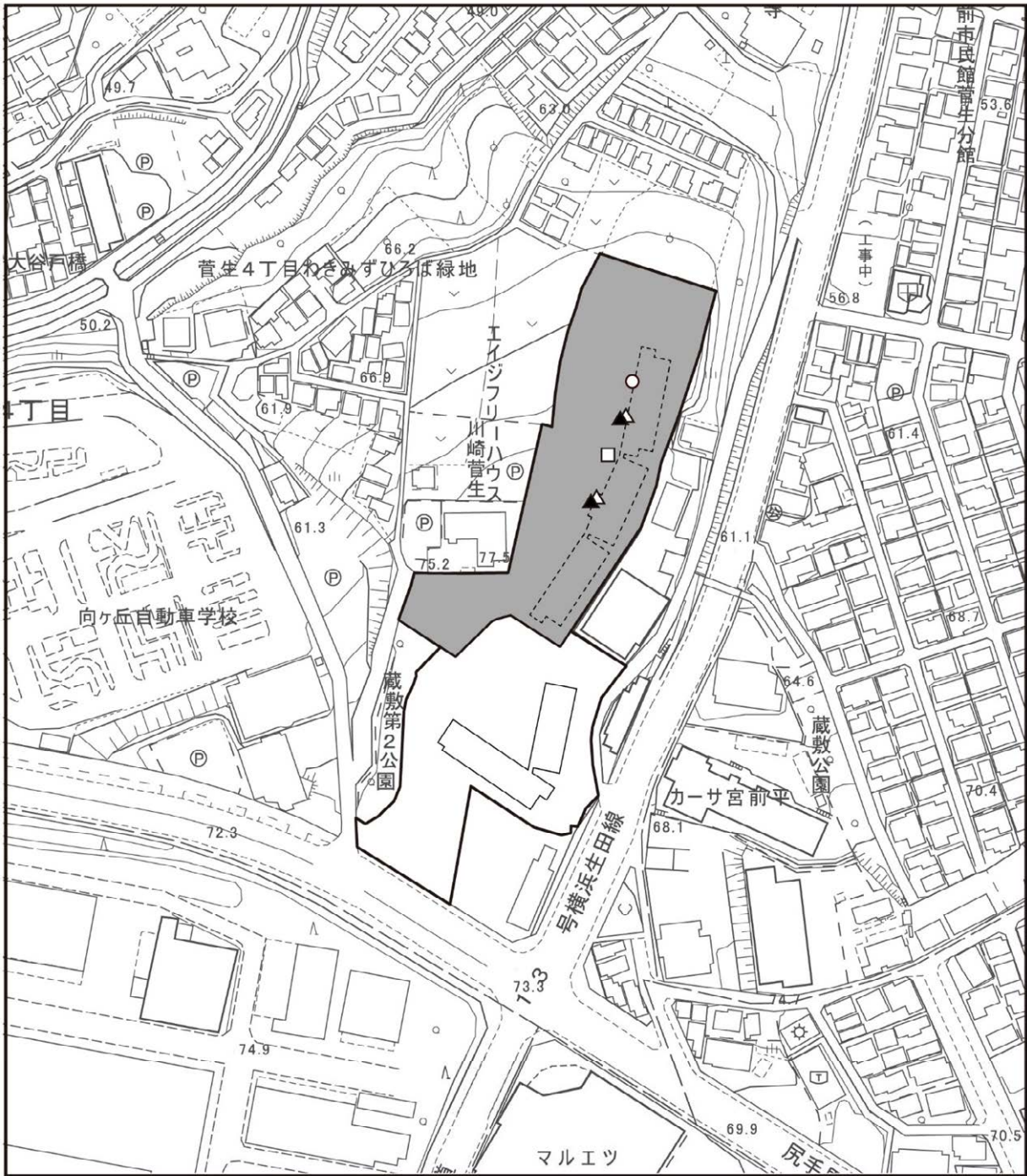
- | | |
|--|--|
|  計画地 |  バックホウ(8台) |
|  計画地内建物 |  4tユニット(3台) |
|  解体建物 |  発電機(1台) |
|  予測対象工区 |  コンプレッサ(1台) |

図 4.2-4(1) 建設機械の配置(騒音)
(1期工事: 工事開始7ヶ月目)





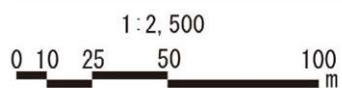
凡 例

- 計画地
- 計画地内建物
- 建築建物
- 予測対象工区

<使用建設機械>

- ラフタークレーン25t(1台)
- 発電機(1台)
- △ コンクリートポンプ車(2台)
- ▲ コンクリートミキサー車(2台)

図 4.2-4(2) 建設機械の配置 (騒音)
(2期工事 : 工事開始61ヶ月目)



e. 予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 4.2-14(1)～(2)及び図 4.2-5(1)～(2)に示すとおりである。

予測対象工区敷地境界における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、1期工事で79.5dB、2期工事で77.2dBであり、各工区とも環境保全目標（85dB以下）を満足するものと予測する。

表 4.2-14(1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（ L_5 ）の予測結果（予測対象工区）

工区	予測時期	最大値 L_5 (dB)	環境保全目標 (dB)
1期	7ヶ月目	79.5	85以下
2期	61ヶ月目	77.2	

本事業は、1期工区と2期工区に分けて、工区毎に順次工事を行うため、工事を実施していない街区には居住者が存在する。そのため、参考として、計画地内で、施工中の工区に隣接し、居住者が存在する街区(隣接街区)に対しても予測を行った。

隣接街区における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、1期工事で80.8dB、2期工事で67.8dBであり、各工区とも環境保全目標（85dB）を下回るものと予測する。

表 4.2-14(2) 参考：建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（ L_5 ）の予測結果（隣接街区）

工区	予測時期	最大値 L_5 (dB)	環境保全目標 (dB)
1期	7ヶ月目	80.8	85以下
2期	61ヶ月目	67.8	



凡 例

<使用建設機械>

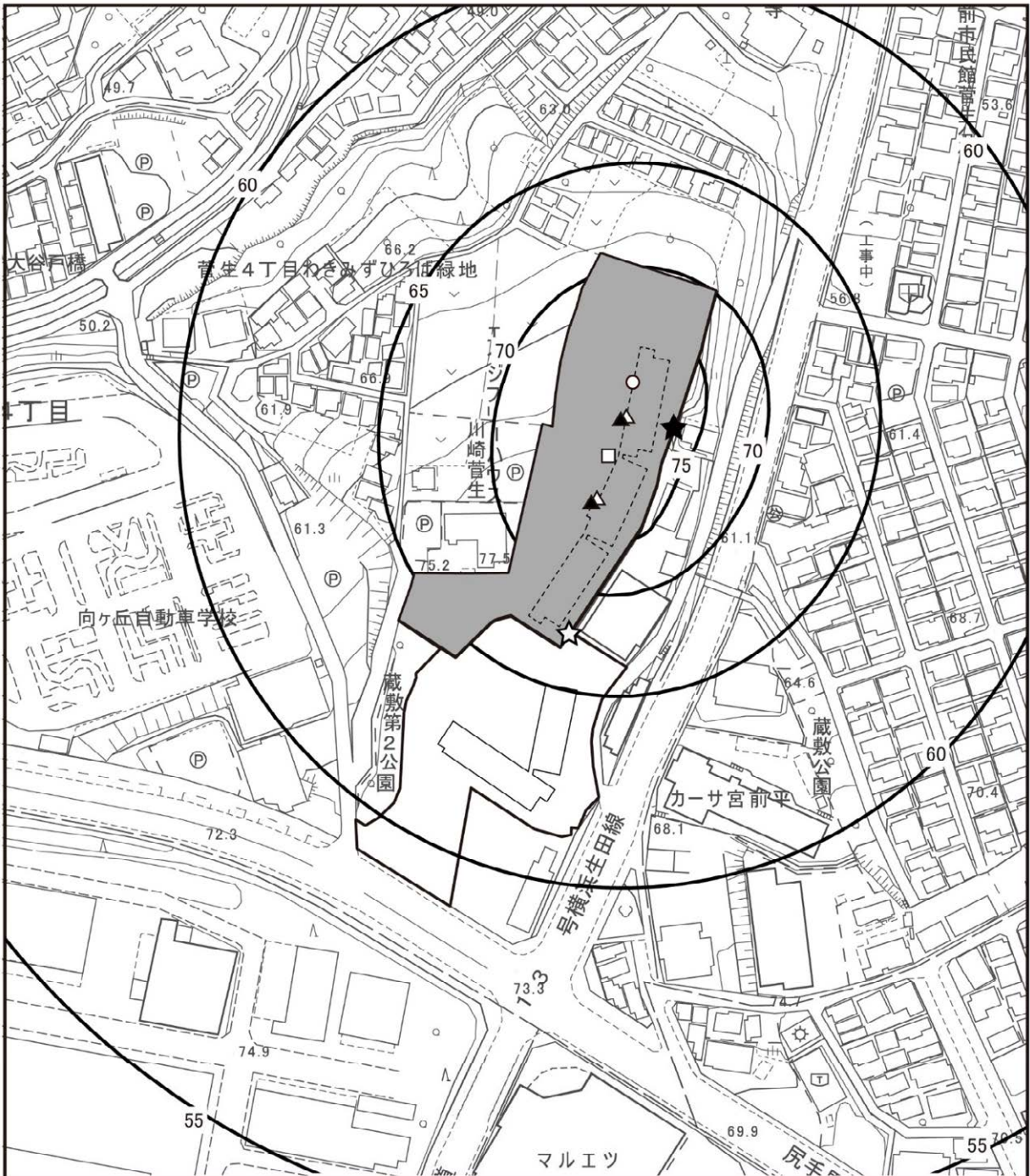
- | | | | |
|--|--------------------------------|--|------------|
| | 計画地 | | バックホウ(8台) |
| | 計画地内建物 | | 4tユニット(3台) |
| | 解体建物 | | 発電機(1台) |
| | 予測対象工区 | | コンプレッサ(1台) |
| | 等騒音レベル線 | | |
| | ★ 最大値出現地点 (予測対象工区 : 79.5dB) | | |
| | ☆ 最大値出現地点 (隣接街区 : 80.8dB) (参考) | | |

注：隣接街区とは、計画地内で
 施工中の工区に隣接し、居
 住者が存在する街区をいう。

図4.2-5(1) 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果
 (1期工事：工事開始7ヶ月目)

1:2,500
 0 10 25 50 100
 m





- 凡 例
- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 計画地 | ○ ラフタークレーン25t(1台) |
| 計画地内建物 | □ 発電機(1台) |
| 建築建物 | △ コンクリートポンプ車(2台) |
| 予測対象工区 | ▲ コンクリートミキサー車(2台) |
| 等騒音レベル線 | |
| ★ 最大値出現地点 (予測対象工区 : 77.2dB) | |
| ☆ 最大値出現地点 (隣接街区 : 67.8dB) (参考) | |

注：隣接街区とは、計画地内で
 施工中の工区に隣接し、居
 住者が存在する街区をいう。

図4.2-5(2) 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果
 (2期工事：工事開始61ヶ月目)



② 環境保全のための措置

本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・騒音の低減のため、工事区域の外周には鋼製の仮囲い（高さ 3m）を設置する。
- ・建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を採用する。
- ・建設機械の高負荷運転を避けるように努める。
- ・建設機械のアイドリングストップ等を徹底する。
- ・建設機械の定期点検及び作業前・作業終了時の整備及び動作確認を徹底し、騒音の低減を図る。
- ・工法の選定にあたっては、可能な限り騒音の少ない工法を採用するとともに、負荷をかけるような作業を行わないことにより、騒音の低減を図る。
- ・工事中に騒音計を設置し、騒音レベルの確認を行う。
- ・計画地の外周部付近で、大きな騒音が発生する作業を行う際、周辺の住宅に大きな影響が及ぶことが考えられる時には、遮音効果が期待できるパネル又はシート等を設置する。

③ 評価

予測対象工区敷地境界における建設機械の稼働に伴う騒音 (L_d) の最大値は、1 期工事（工事開始後 7 ヶ月目）で 79.5dB、2 期工事（工事開始後 61 ヶ月目）で 77.2dB となり、各工区とも環境保全目標（85dB 以下）を満足するものと予測した。

本事業の実施にあたっては、騒音の低減のため、工事区域の外周には鋼製の仮囲い（高さ 3m）を設置するなどの環境保全のための措置を講じることから、計画地周辺地域の生活環境に著しい騒音影響を及ぼすことはないものと評価する。

2) 工事用車両の走行に伴う騒音（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.2-15 に示すとおりである。

表 4.2-15 予測項目（騒音）

環境影響要因	予測項目
工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（騒音レベル（ L_{Aeq} ））

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.2-16 に示すとおりである。

表 4.2-16 予測地域・予測地点（騒音）

環境影響要因	予測地域・予測地点
工事用車両の走行	予測地域は工事用車両走行ルート of 道路端から約 50m までの範囲とし、予測地点は工事用車両走行ルート上の 1 断面とした（図 4.2-6 参照）。予測高さは地上 1.2m とした。

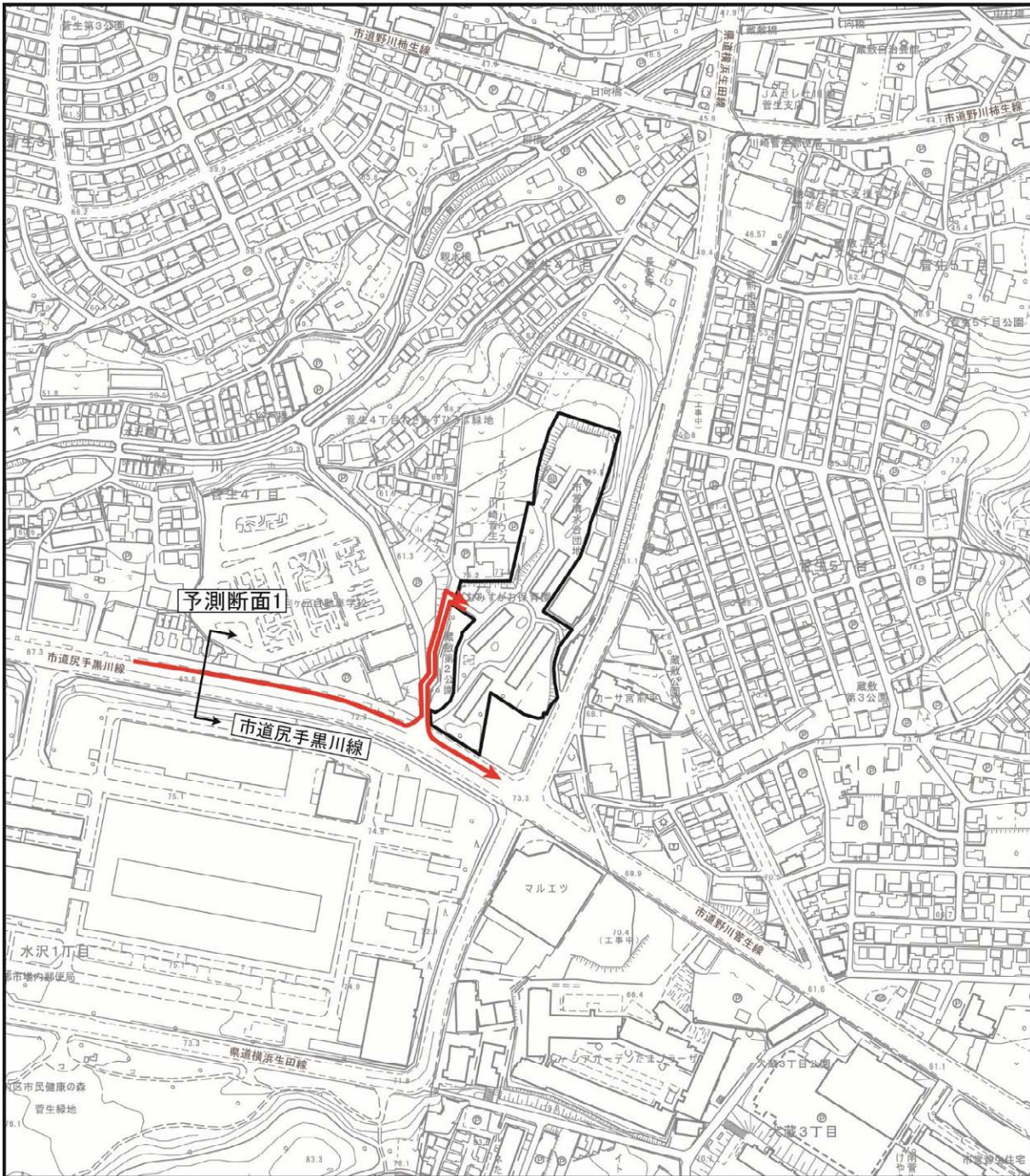
c. 予測時期

予測時期は、表 4.2-17 に示すとおりである。

なお、予測時期の設定根拠は、資料編（p 資-39 参照）に示すとおりである。

表 4.2-17 予測時期（騒音）

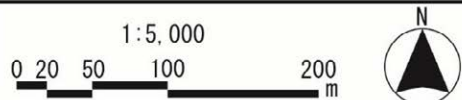
環境影響要因	予測時期
工事用車両の走行	工事用車両の 1 日あたりの走行台数が最大になると想定される時期（工事開始後 55 ヶ月目）とした。



凡例

- 計画地
- 工事用車両運行経路(二期工事)
- 予測断面

図 4.2-6 予測断面位置図
(工事用車両の走行に伴う騒音への影響)



d. 予測方法

(a) 予測手順

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測手順は、図 4.2-7 に示すとおりである。
工事用車両の走行状況をもとに、工事用車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) を予測した。

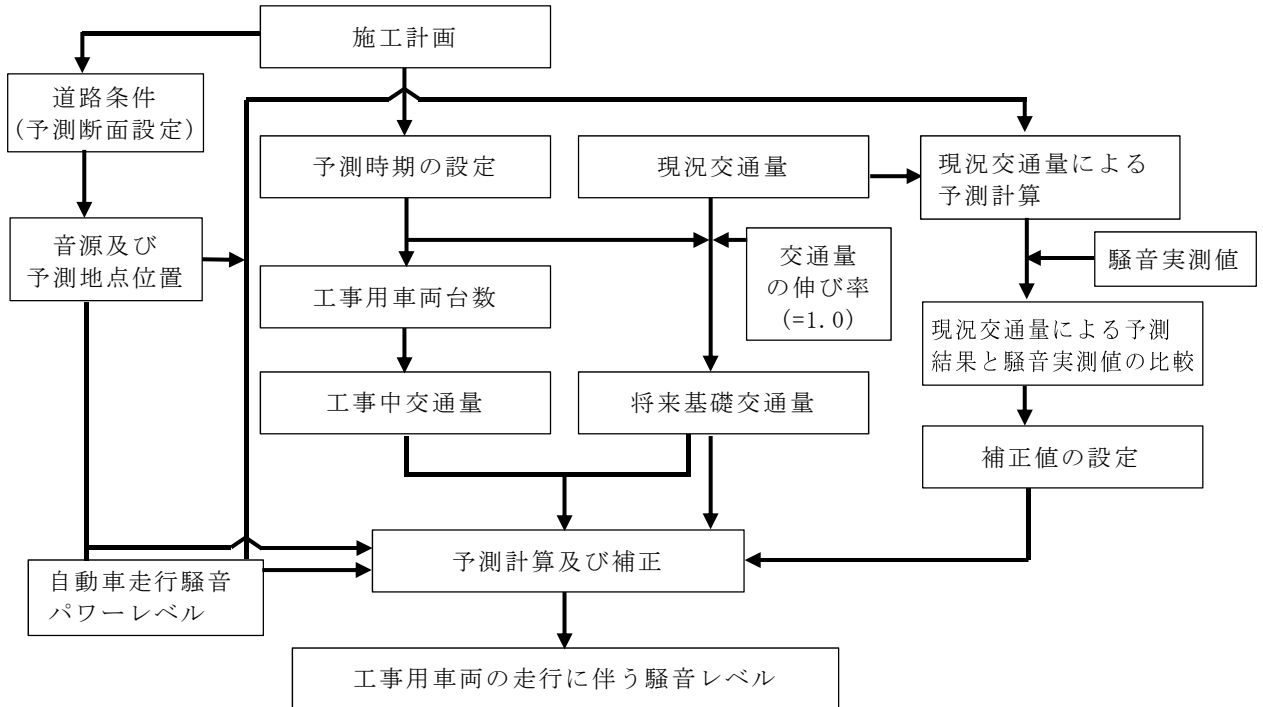


図 4.2-7 工事用車両の走行に係る騒音の予測手順

(b) 予測式

予測式は、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌 75 巻 4 号）」（平成 31 年 4 月、一般社団法人日本音響学会）に基づいて、予測地点における等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算出する方法とした。

なお、詳細は、資料編（p 資-41 参照）に示すとおりである。

(c) 予測条件

a) 工事中交通量

工事中交通量は、表 4.2-18 に示すとおりである。

工事中交通量については、将来基礎交通量に本事業の工事用車両交通量を加え算出した。

将来基礎交通量については、計画地周辺の道路交通センサスによる交通量は減少または概ね横ばい傾向にあることから、伸び率を 1 とした現地調査結果（6 時～22 時）を設定した。

なお、詳細は、資料編（p 資-42）に示すとおりである。

表 4.2-18 工事中交通量（6 時～22 時）

予測断面	車種分類	断面交通量（台）		
		将来基礎交通量	工事用車両交通量	工事中交通量
予測断面 1 （市道尻手黒川線）	大型車	2,295	101	2,396
	小型車	14,714	7	14,721
	合計	17,009	108	17,117

b) 走行速度

走行速度は、表 4.2-19 に示すとおりである。

予測条件の走行速度は、現地調査結果の平均値とした。

表 4.2-19 走行速度

予測断面	予測条件 （現地調査結果の平均値）
予測断面 1 （市道尻手黒川線）	47km/h

c) 道路構造等

道路構造の状況は、「4.1 大気 4.1.1 大気質 (3) 予測及び評価 2) 工事用車両の走行に伴う大気質（工事中）」（p150 参照）に示すとおりである。

道路断面及び音源位置は、図 4.2-8 に示すとおりである。音源の位置は、上下車線各中央の路面上とした。

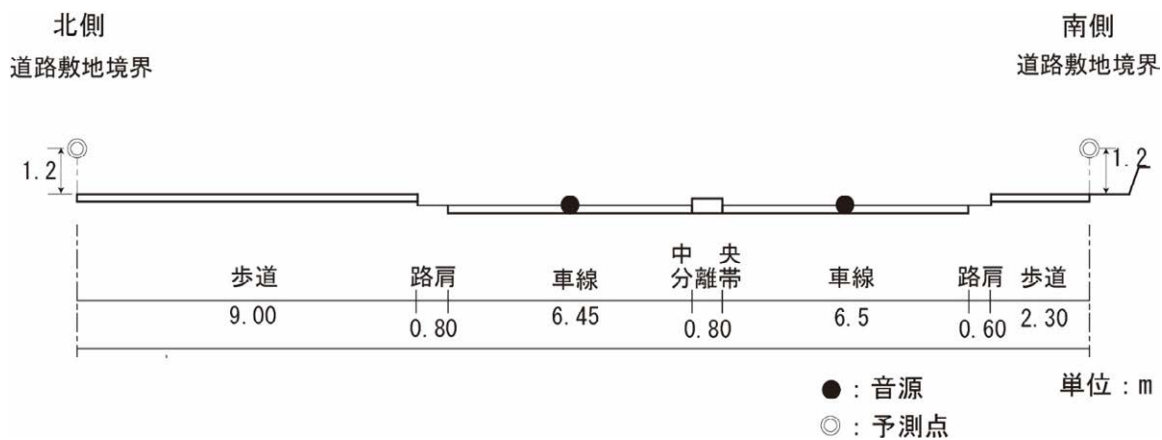


図 4.2-8 道路断面及び音源位置

e. 予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測結果は、表 4.2-20 に示すとおりである。

工事中交通量による騒音レベル (L_{Aeq}) は 65.2~67.9dB、工事用車両の走行による騒音レベルの増加分は 0.1dB となり、環境保全目標(70dB 以下)を満足すると予測する。

なお、道路端からの距離別予測結果は、資料編 (p 資-43) に示すとおりである。

表 4.2-20 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測結果

予測地点	予測方向	時間区分	将来基礎交通量による 等価騒音レベル (dB)	工事中交通量による 等価騒音レベル (dB)	工事用車両による増加分 (dB)	環境保全目標 (dB)
断面 1	北側	昼間	65.1	65.2	0.1	70 以下
	南側	昼間	67.8	67.9	0.1	

② 環境保全のための措置

本事業では、工事用車両の走行に伴う騒音による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・安全確保のためにやむを得ない場合を除き、急発進・急停止、無用なアイドリングの禁止の指導を徹底することにより、騒音の低減を図る。
- ・市道菅生327号線及び市道菅生328号線については、道路の幅員が狭い区間が存在するため、騒音抑制等の観点から工事用車両の低速走行を徹底する。
- ・工事用車両の使用にあたっては、適切な整備・点検を徹底する。

③ 評価

工事中交通量による騒音レベル (L_{Aeq}) は 65.2~67.9dB、工事用車両の走行による騒音レベルの増加分は 0.1dB となり、環境保全目標(70dB 以下)を満足すると予測した。

本事業の実施にあたっては、安全確保のためにやむを得ない場合を除き、急発進・急停止、無用なアイドリングの禁止の指導を徹底することにより騒音の低減を図るなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい騒音影響を及ぼすことはないものと評価する。

4.2.2 振動

計画地及びその周辺における騒音の状況等を調査し、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する振動による影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における振動等を把握し、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する振動の影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.2-21 に示すとおりである。

表 4.2-21 調査項目（振動）

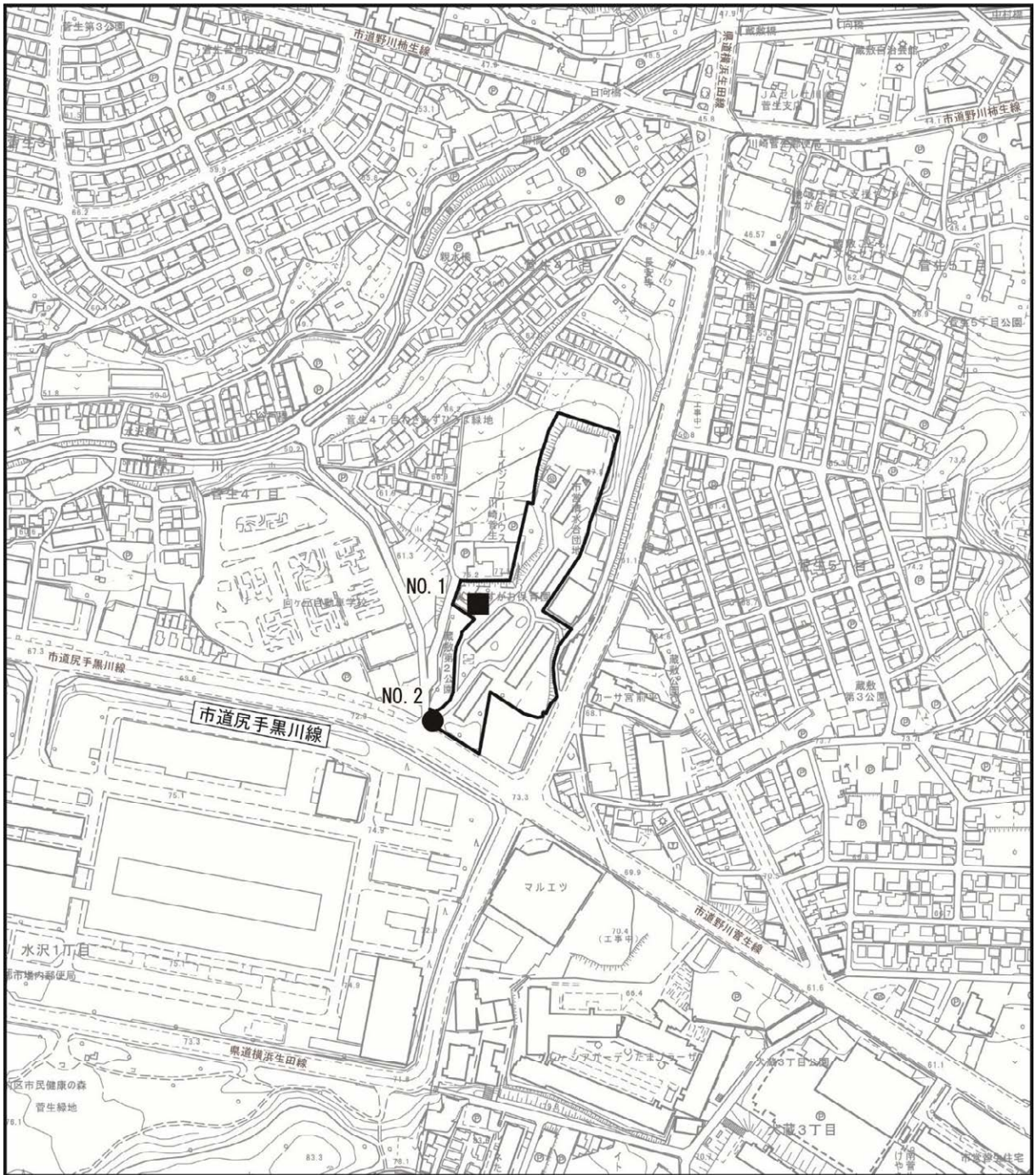
項目	調査項目
振動	①振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数） ②地盤、地形及び工作物の状況 ③土地利用の状況 ④発生源の状況 ⑤自動車交通量等の状況（自動車交通量、走行速度、道路構造等） ⑥関係法令等による基準等

2) 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、表 4.2-22 に示すとおりである。

表 4.2-22 調査地域・調査地点（振動）

調査項目	調査地点
①振動の状況 （環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）	環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数は、「4.2.1 騒音 (1) 現況調査 2) 調査地域・調査地点」(p154 参照) に示す環境騒音及び道路交通騒音と同様の地点とした (図 4.2-9 参照)。
②地盤、地形及び工作物の状況	計画地及びその周辺とした。
③土地利用の状況	計画地及びその周辺とした。
④発生源の状況	計画地及びその周辺とした。
⑤自動車交通量等の状況 （自動車交通量、走行速度、道路構造等）	「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1) 現況調査 2) 調査地域・調査地点」(p111 参照) に示すとおりとした。
⑥関係法令等による基準等	—



凡例

- 計画地
- 環境振動 (NO. 1)
- 道路交通振動、地盤卓越振動数 (NO. 2)

図4.2-9 振動調査地点位置図



3) 調査期間

調査期間は、表 4.2-23 に示すとおりである。

表 4.2-23 調査期間（振動）

調査項目	調査期間
①振動の状況 （環境振動、道路交通振動及び 地盤卓越振動数）	「4.2.1 騒音（1）現況調査 3）調査期間」（p156 参照）に示す 同様の期間とした。
②地盤、地形及び工作物の状況	—
③土地利用の状況	—
④発生源の状況	—
⑤自動車交通量等の状況 （自動車交通量、走行速度、道 路構造等）	「4.1 大気 4.1.1 大気質（1）現況調査 3）調査期間」（p114 参照）に示すとおりとした。
⑥関係法令等による基準等	—

4) 調査方法

調査方法は、表 4.2-24 に示すとおりである。

表 4.2-24 調査方法（振動）

調査項目	調査方法
①振動の状況 （環境振動、道路交通振動 及び地盤卓越振動数）	振動レベルの測定は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）により定められている測定方法に準拠した。 ・測定項目：振動レベル ・機器：計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」 ・振動感覚補正：鉛直方向 地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている測定方法に準拠した。 ・測定項目：地盤卓越振動数 ・機器：計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」
②地盤、地形及び工作物の状況	「地形図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握した。
③土地利用の状況	「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。
④発生源の状況	「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握した。
⑤自動車交通量等の状況 （自動車交通量、走行速度、 道路構造等）	「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1) 現況調査 4) 調査方法」（p115 参照）に示すとおりとした。
⑥関係法令等による基準等	以下の関係法令等による内容について整理した。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に関する基準 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

5) 調査結果

① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）

環境振動及び道路交通振動の現地調査結果は、表 4.2-25 に示すとおりである。

環境振動（No.1）の振動レベル（ L_{10} ）は、32dB であり、人が振動を感じ始める「振動感覚閾値」とされる 55dB 程度を下回っている。

道路交通振動（No.2）の振動レベル（ L_{10} ）は、44dB であり、要請限度を満足している。

なお、調査結果の詳細は、資料編（p 資-45～46 参照）に示すとおりである。

表 4.2-25 環境振動及び道路交通振動の現地調査結果

振動区分	調査地点	用途地域	区域の区分 ^{注1}	時間の区分	調査結果 ^{注2}	要請限度 ^{注1} (dB)
					振動レベル L_{10} (dB)	
環境振動	No.1	第一種中高層住居専用地域	—	昼間 8～19時	32	—
道路交通振動	No.2	準住居地域	第一種区域	昼間 8～19時	44	65

注1：区域の区分及び道路交通振動に係る要請限度の詳細については、表 4.2-29(1)～(2)（p184 参照）に示すとおりである。

注2：振動レベル L_{10} は調査時間帯のうち測定値が最大となる時間帯の振動レベルを示す。なお、「道路交通振動に係る要請限度」では、「4 時間以上測定した値の平均値」を測定値とするとしているが、予測において時間値の最大値を用いていることから、時間値の最大値を記載することとした。

振動の大きさの目安は、表 4.2-26 に示すとおりである。

表 4.2-26 振動の大きさの目安

震度階級	振動レベル (dB)	人の体感・行動	屋内の状況
0	55 以下	人は揺れを感じない。	—
1	55～65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。

出典：「振動の大きさの目安」（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ）

地盤卓越振動数の現地調査結果調査結果は、表 4.2-27 に示すとおりである。

市道尻手黒川線沿道における地盤卓越振動数は、13.6Hz であった。

「道路環境整備マニュアル」((社)日本道路協会)によると、「地盤卓越振動数が 15Hz 以下であるものを軟弱地盤と呼ぶこととする」とされており、本調査結果では、調査地点 No. 2 は軟弱地盤に該当する。

なお、調査結果の詳細は、資料編 (p 資-47 参照) に示すとおりである。

表 4.2-27 地盤卓越振動数の現地調査結果

振動区分	調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)
道路交通振動	No. 2	13.6

② 地盤、地形及び工作物の状況

地形の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.2 地象の状況」(p55 参照) に示すとおりである。

計画地は現在、共同住宅として供用されており、その周辺には、主に戸建住宅や店舗等の低層建築物、集合住宅や商業施設、運輸施設等の比較的規模の大きな建築物も分布している。

③ 土地利用の状況

土地利用の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.6 土地利用の状況 (2)土地利用の状況」(p64~69 参照) に示すとおりである。

④ 発生源の状況

計画地及びその周辺には、著しい振動の発生源は存在しない。

主な発生源となりうるものとしては、県道横浜生田線、市道尻手黒川線等の道路交通振動が挙げられる。

⑤ 自動車交通量等の状況

自動車交通量等の状況の調査結果は、「4.1 大気 4.1.1 大気質 (1)現況調査 5)調査結果

⑥自動車交通量等の状況 (自動車交通量、走行速度、道路構造等)」(p119~120 参照) に示すとおりである。

⑥ 関係法令等による基準等

a. 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準等は、表 4.2-28(1)～(2)に示すとおりである。

表 4.2-28(1) 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

特定建設作業	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
基準値	75dB以下
作業時間	第1号区域 ^{注1} ：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域 ^{注2} ：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業量	第1号区域 ^{注1} ：10時間／日を超えないこと 第2号区域 ^{注2} ：14時間／日を超えないこと
作業日数	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

注1：「振動規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域。
イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ. 住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ. 学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内であること。

注2：「振動規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、前号に掲げる区域以外の区域。
建設作業振動が基準値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

表 4.2-28(2) 川崎市長が定める区域の区分

区域の区分	該当地域
第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域、用途地域の定められていない地域、 工業地域のうち、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、 医療法に規定する病院、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域
第2号区域	工業地域のうち、第1号の区域以外の区域

注：各指定地域は「都市計画法第8条第1項第1号」に掲げるところによる。
出典：「川崎市告示第95号」（昭和61年3月25日、川崎市）

b. 「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度等は、表 4.2-29(1)～(2)に示すとおりである。

表 4.2-29(1) 「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度

区域	昼間	夜間
第一種区域 ^{注1}	65dB 以下	60dB 以下
第二種区域 ^{注2}	70dB 以下	65dB 以下

注1：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

注2：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

注3：工事用車両の走行に係る振動の環境保全目標には第一種区域の基準を適用した。

表 4.2-29(2) 川崎市長が定める区域及び時間の区分

種別	区域の区分		時間の区分	
	該当区域			
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く）		昼間	8時～19時
			夜間	19時～8時
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びにこれらに接する地先		昼間	8時～19時
			夜間	19時～8時

注：各指定地域は「都市計画法第8条第1項第1号」に掲げるところによる。

出典：「川崎市告示第96号」（昭和61年3月25日、川崎市）

c. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められており、「川崎市環境影響評価等技術指針」では、その具体的数値等が示されている。

地域別環境保全水準は、表 4.2-30 に示すとおりである。

具体的数値等は、建設工事に係る振動については「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準（表 4.2-28(1)参照）が、道路に係る振動については「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度（表 4.2-29(1)参照）が示されている。

表 4.2-30 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
道路に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.2-31 に示すとおり設定した。

表 4.2-31 環境保全目標

環境影響要因		環境影響評価項目	環境保全目標	具体的な数値等
工事中	建設機械の稼働	振動	生活環境の保全に支障のないこと。	計画地敷地境界線上において 75dB 以下
	工事用車両の走行		生活環境の保全に支障のないこと。	昼間（8～19 時） 65dB 以下

(3) 予測及び評価

本事業の工事中において、以下に示す振動の影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行った。

<工事中>

- ・建設機械の稼働に伴う建設作業振動
- ・工事用車両の走行に伴う道路交通振動

1) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.2-32 に示すとおりである。

表 4.2-32 予測項目（振動）

環境影響要因	予測項目
建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル（ L_{10} ））

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.2-33 に示すとおりである。

表 4.2-33 予測地域・予測地点（振動）

環境影響要因	予測地域・予測地点
建設機械の稼働	計画地及びその周辺とし、計画地敷地境界から約 100m の範囲とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.2-34 に示すとおりである。

予測時期は、建設機械の稼働に伴う振動レベル合成値が最大となる時期を対象とした。

なお、予測時期の設定根拠は、資料編（p 資-48~49）に示すとおりである。

表 4.2-34 予測時期（振動）

環境影響要因	予測時期	
建設機械の稼働	1 期工事	工事開始後 7 ヶ月目
	2 期工事	工事開始後 43 ヶ月目

d. 予測方法

(a) 予測手順

建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測手順は、図 4.2-10 に示すとおりである。
建設機械の稼働状況をもとに、建設機械の稼働に伴う振動レベル (L_{10}) を予測した。

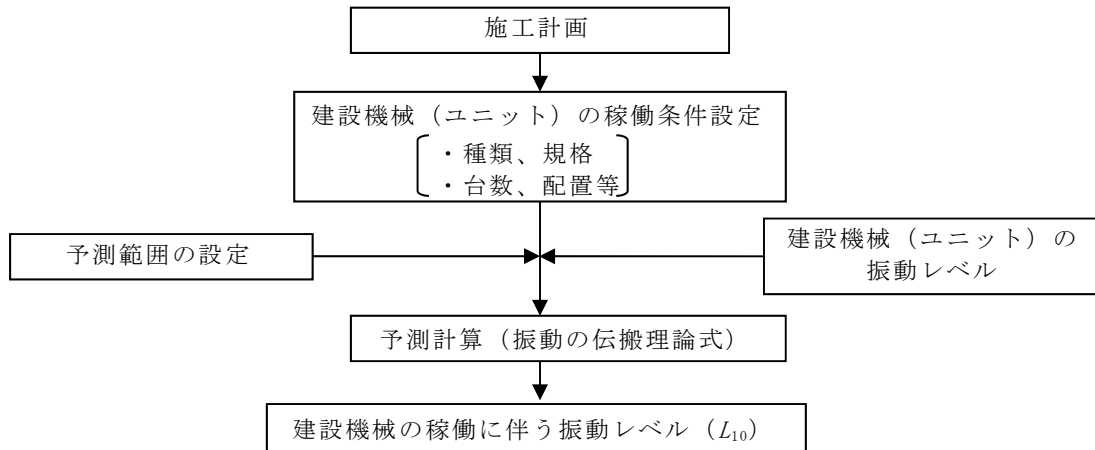


図 4.2-10 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測フロー

(b) 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に基づき、伝搬理論式を用いた。

予測式の詳細は、資料編（p 資 - 51 参照）に示すとおりである。

(c) 予測条件

a) 建設機械の種類、振動レベル及び稼働台数

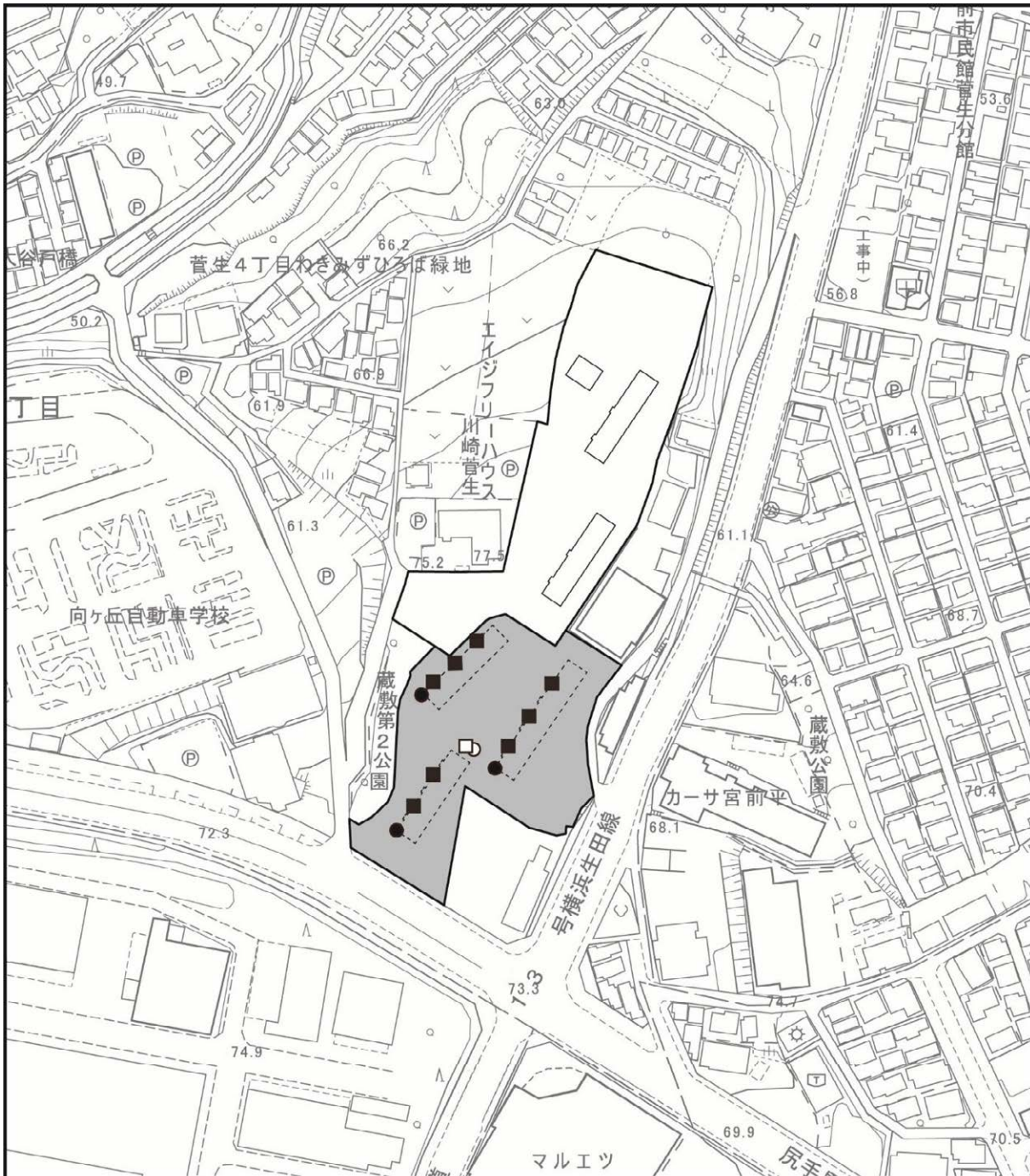
建設機械の種類、振動レベル及び稼働台数は、表 4.2-35 に示すとおりである。

表 4.2-35 建設機械の種類、振動レベル及び稼働台数

種類	規格	建設機械 1 台 あたりの 振動レベル (dB)	稼働台数 (台/日)	
			1 期工区	2 期工区
			7 ヶ月目	43 ヶ月目
バックホウ	0.7m ³	65	8	8
ユニッククレーン	4t	35	3	2
発電機	125KVA	62	1	0
コンプレッサー	3.7m ³ /min	48	1	0

b) 建設機械の配置

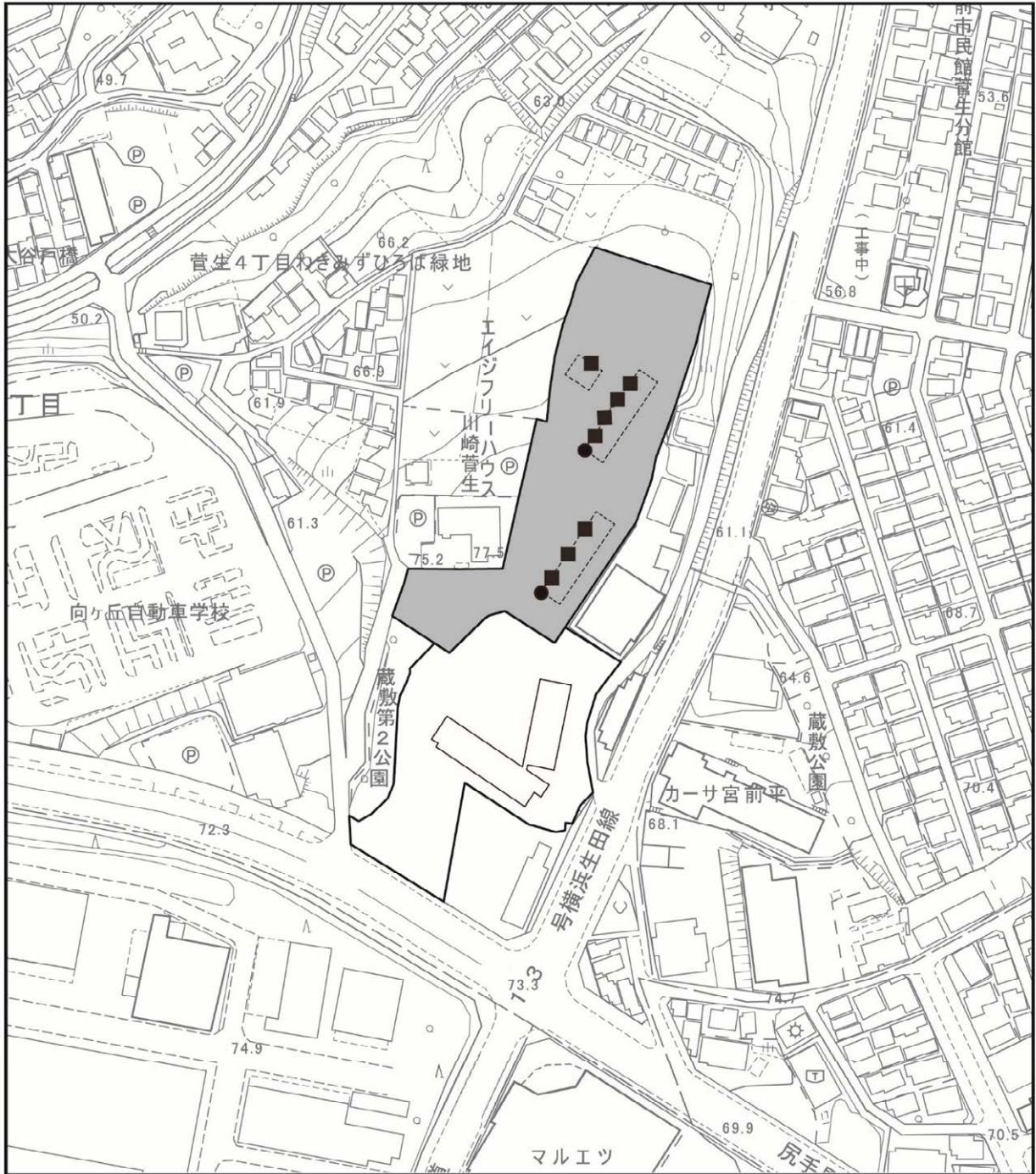
建設機械の配置は、図 4.2-11(1)～(2)に示すとおりである。



- | | |
|----------|--------------|
| 凡例 | <使用建設機械> |
| □ 計画地 | ■ バックホウ(8台) |
| □ 計画地内建物 | ● 4tユニック(3台) |
| □ 解体建物 | □ 発電機(1台) |
| ■ 予測対象工区 | ○ コンプレッサ(1台) |

図4.2-11(1) 建設機械の配置(振動)
(1期工事: 工事開始後7ヶ月目)





- | | |
|--------|------------|
| 凡 例 | ＜使用建設機械＞ |
| 計画地 | バックホウ(8台) |
| 計画地内建物 | 4tユニット(2台) |
| 建築建物 | |
| 予測対象工区 | |

図4.2-11(2) 建設機械の配置(振動)
(2期工事: 工事開始後43ヶ月目)



e. 予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 4.2-36(1)～(2)及び図 4.2-12(1)～(2)に示すとおりである。

予測対象工区敷地境界における建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、1期工事で63.2dB、2期工事で59.5dBであり、各工区とも環境保全措置（75dB以下）を満足するものと予測する。

表 4.2-36(1) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 (L_{10}) の予測結果 (予測対象工区)

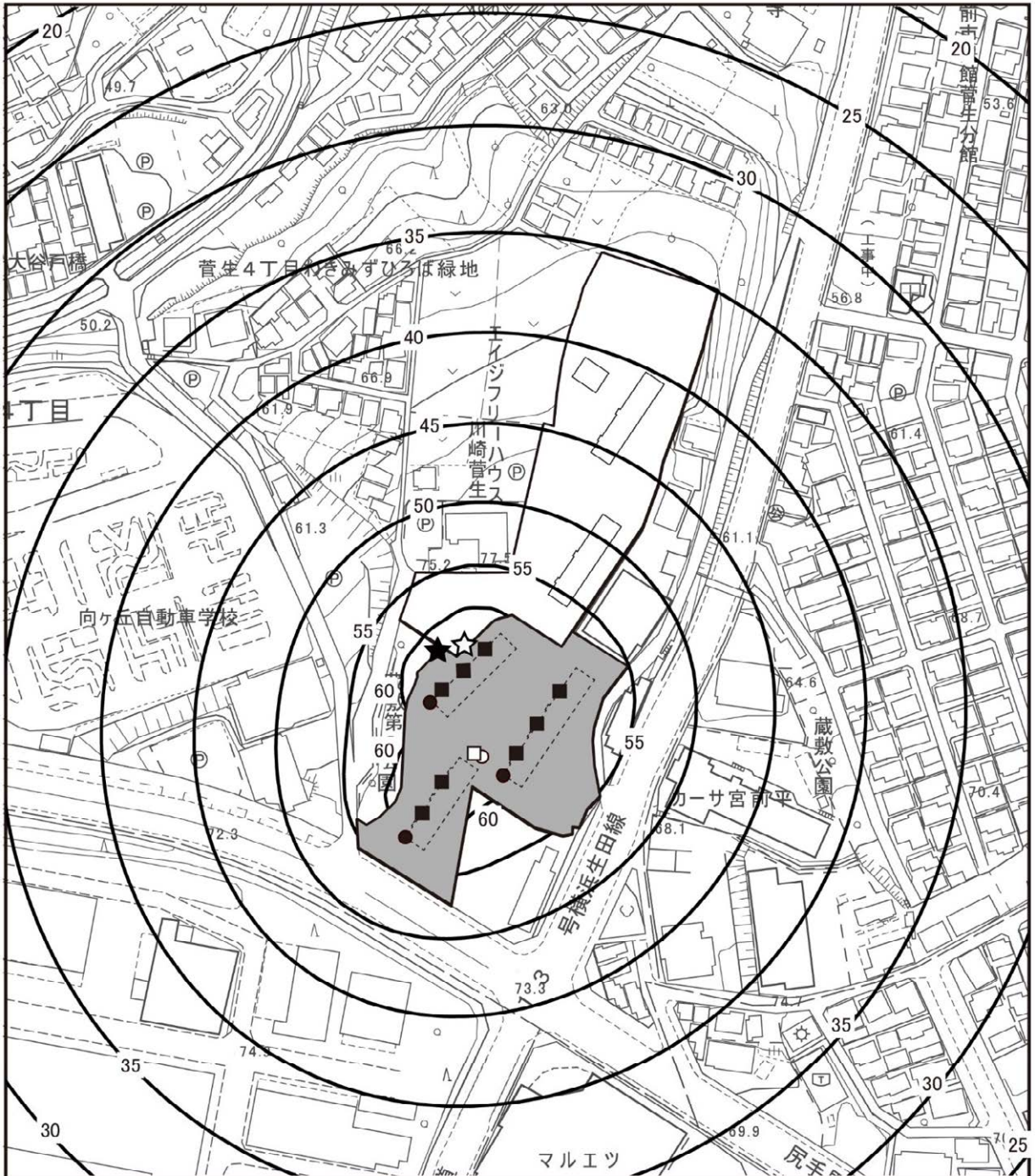
工区	予測時期	最大値 L_{10} (dB)	環境保全目標 (dB)
1期	7ヶ月目	63.2	75以下
2期	43ヶ月目	59.5	

本事業は、1期工区と2期工区に分けて、工区毎に順次工事を行うため、工事を実施していない街区には居住者が存在する。そのため、参考として、計画地内で、施工中の工区に隣接し、居住者が存在する街区(隣接街区)に対しても予測を行った。

隣接街区における建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、1期工事で66.8dB、2期工事で49.6dBであり、各工区とも環境保全目標（75dB）を下回るものと予測する。

表 4.2-36(2) 参考：建設機械の稼働に伴う建設作業振動 (L_{10}) の予測結果 (隣接街区)

工区	予測時期	最大値 L_{10} (dB)	環境保全目標 (dB)
1期	7ヶ月目	66.8	75以下
2期	43ヶ月目	49.6	



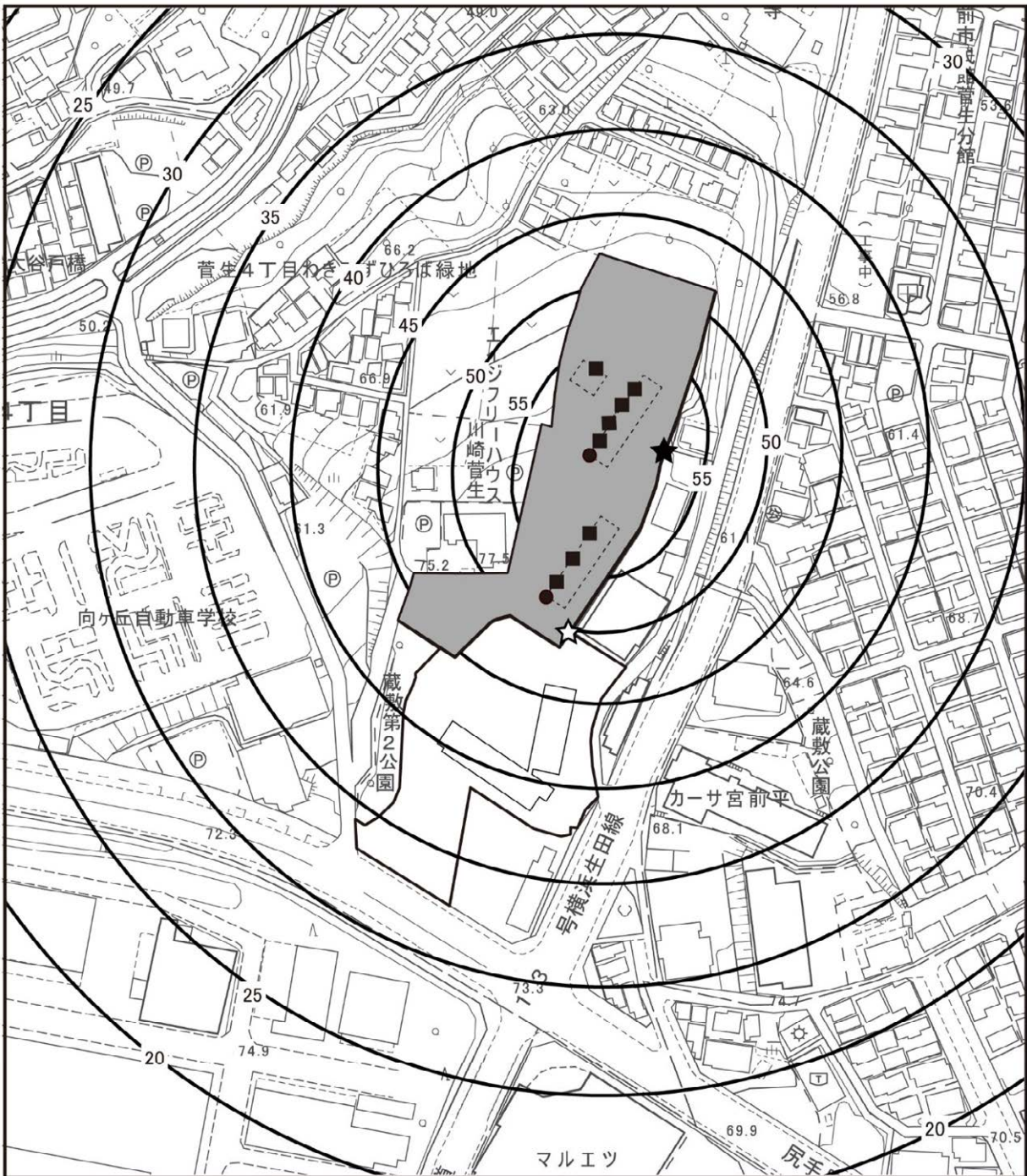
凡 例

- | | |
|------------------------------|------------|
| 計画地 | バックホウ(8台) |
| 計画地内建物 | 4tユニット(3台) |
| 解体建物 | 発電機(1台) |
| 予測対象工区 | コンプレッサ(1台) |
| 等振動レベル線 | |
| 最大値出現地点 (予測対象工区 : 63.2dB) | |
| 最大値出現地点 (隣接街区 : 66.8dB) (参考) | |

注：隣接街区とは、計画地内で
 施工中の工区に隣接し、居
 住者が存在する街区をいう。

図4.2-12(1) 建設機械の稼働に伴う振動予測結果
 (1期工事：工事開始7ヶ月目)



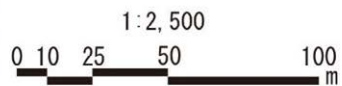


凡例

- | | | | |
|--|------------------------------|----------|------------|
| | 計画地 | ＜使用建設機械＞ | |
| | 計画地内建物 | ■ | バックホウ(8台) |
| | 解体建物 | ● | 4tユニック(2台) |
| | 予測対象工区 | | |
| | 等振動レベル線 | | |
| | 最大値出現地点 (計画地近傍 : 59.5dB) | | |
| | 最大値出現地点 (隣接街区 : 49.6dB) (参考) | | |

注：隣接街区とは、計画地内で
 施工中の工区に隣接し、居
 住者が存在する街区をいう。

図4.2-12(2) 建設機械の稼働に伴う振動予測結果
 (2期工事：工事開始43ヶ月目)



② 環境保全のための措置

本事業では、建設機械の稼働に伴う振動による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・ 建設機械の高負荷運転を避けるように努める。
- ・ 建設機械のアイドルリングストップ等を徹底する。
- ・ 工法の選定にあたっては、可能な限り振動の少ない工法を採用するとともに、負荷をかけるような作業を行わないことにより、振動の低減を図る。
- ・ 建設機械の定期点検及び作業前・作業終了時の整備及び動作確認を徹底し、振動の低減を図る。
- ・ 工事中に振動計を設置し、振動レベルの確認を行う。

③ 評価

予測対象工区敷地境界における建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、1期工事で63.2dB、2期工事で59.5dBであり、各工区とも環境保全措置（75dB以下）を満足するものと予測した。

本事業の実施にあたっては、建設機械の高負荷運転を避けるように努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、計画地周辺地域の生活環境に著しい振動影響を及ぼすことはないものと評価する。

2) 工事用車両の走行に伴う振動（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.2-37 に示すとおりである。

表 4.2-37 予測項目（振動）

環境影響要因	予測項目
工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル（ L_{10} ））

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.2-38 に示すとおりである。

表 4.2-38 予測地域・予測地点（振動）

環境影響要因	予測地域・予測地点
工事用車両の走行	予測地域は工事用車両走行ルート of 道路端から約 50m までの範囲とし、予測地点は工事用車両走行ルート上の 1 断面とした（図 4.2-13 参照）。

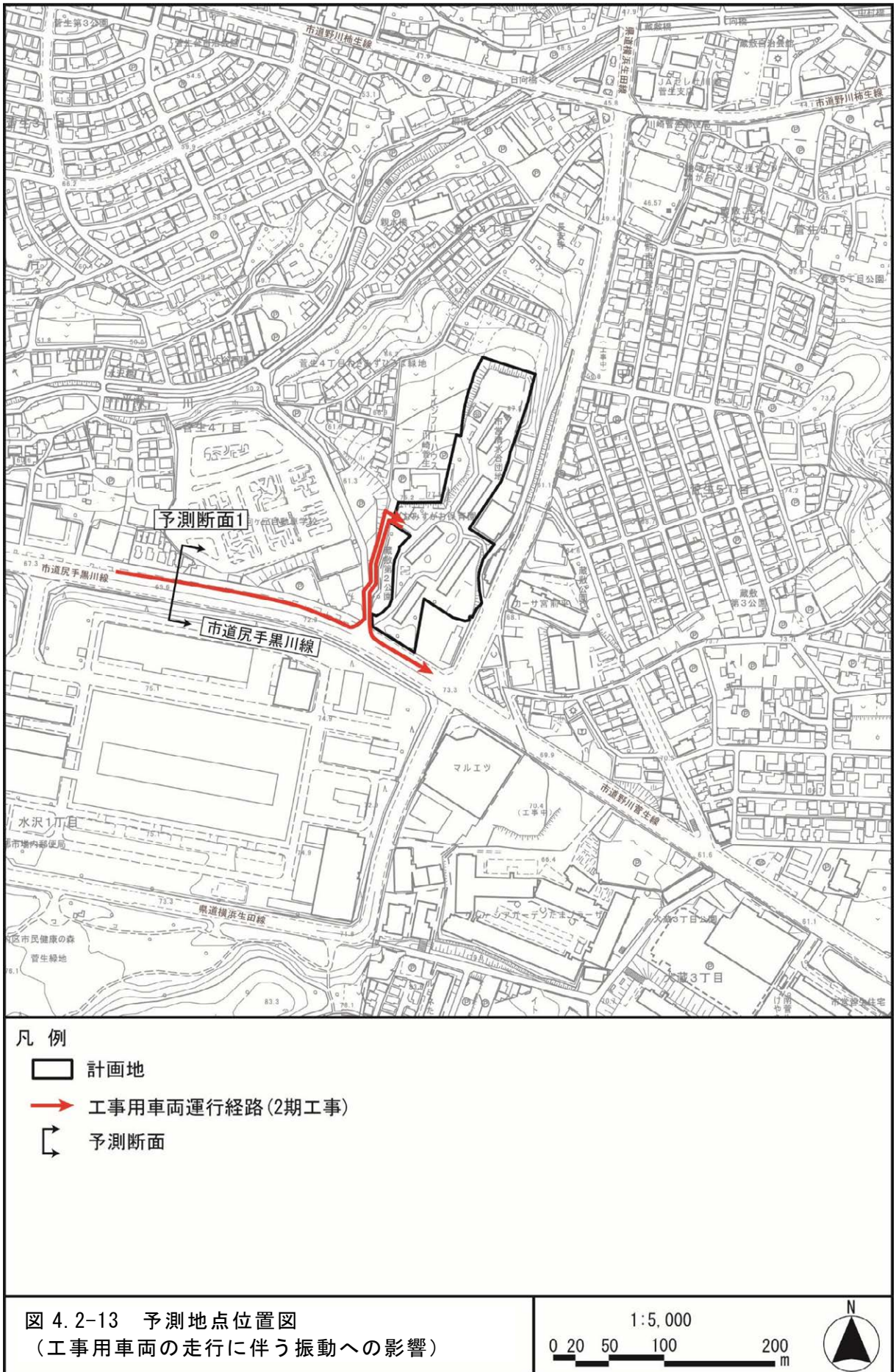
c. 予測時期

予測時期は、表 4.2-39 に示すとおりである。

なお、予測時期の設定根拠は、資料編（p 資-50 参照）に示すとおりである。

表 4.2-39 予測時期（振動）

環境影響要因	予測時期
工事用車両の走行	工事用車両の 1 日あたりの走行台数が最大になると想定される時期（工事開始後 55 ヶ月目）とした。



d. 予測方法

(a) 予測手順

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測手順は、表 4.2-14 に示すとおりである。
 工事用車両の走行状況をもとに、工事用車両の走行に伴う振動レベル (L_{10}) を予測した。

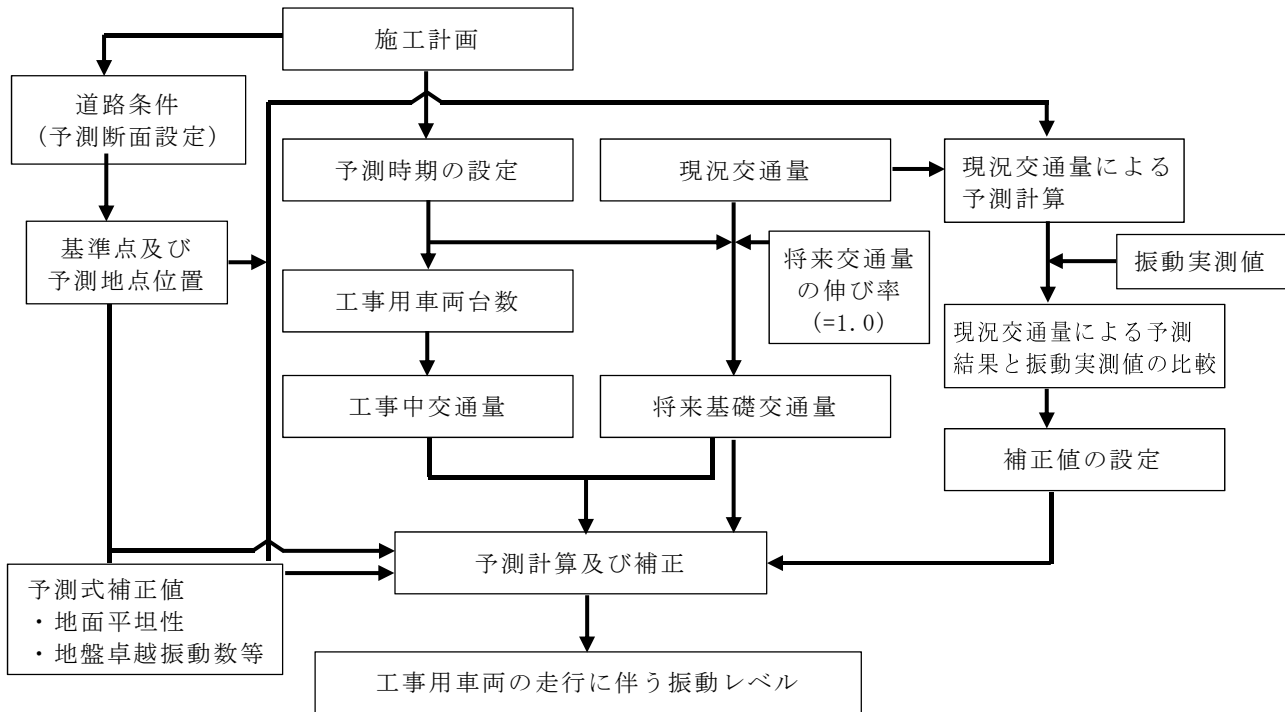


図 4.2-14 工事用車両の走行に係る振動の予測手順

(b) 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている理論伝搬式に基づいて、予測地点における振動レベル (L_{10}) を算出する方法とした。

なお、詳細は、資料編（p 資-52 参照）に示すとおりである。

(c) 予測条件

a) 工事中交通量

工事中交通量は、表 4.2-40 に示すとおりである。

工事中交通量については、将来基礎交通量に本事業の工事用車両交通量を加え算出した。将来基礎交通量については、現地調査結果（7時～19時）を用いた。

なお、詳細は、資料編（p資-53）に示すとおりである。

表 4.2-40 工事中交通量（7時～19時）

予測断面	車種 分類	断面交通量（台）		
		将来基礎交通量	工事用車両交通量	工事中交通量
予測断面 1 （市道尻手黒川線）	大型車	1,942	101	2,043
	小型車	12,051	7	12,058
	合計	13,993	108	14,101

b) 走行速度

走行速度は、「4.2.1 騒音（3）予測及び評価 2）工事用車両の走行に伴う騒音（工事中）」（p175 参照）と同様とした。

c) 道路構造等

道路構造の状況は、「4.1 大気 4.1.1 大気質（3）予測及び評価 2）工事用車両の走行に伴う大気質（工事中）」（p150 参照）に示すとおりである。

道路断面及び振動予測の基準点の位置は、図 4.2-15 に示すとおりである。

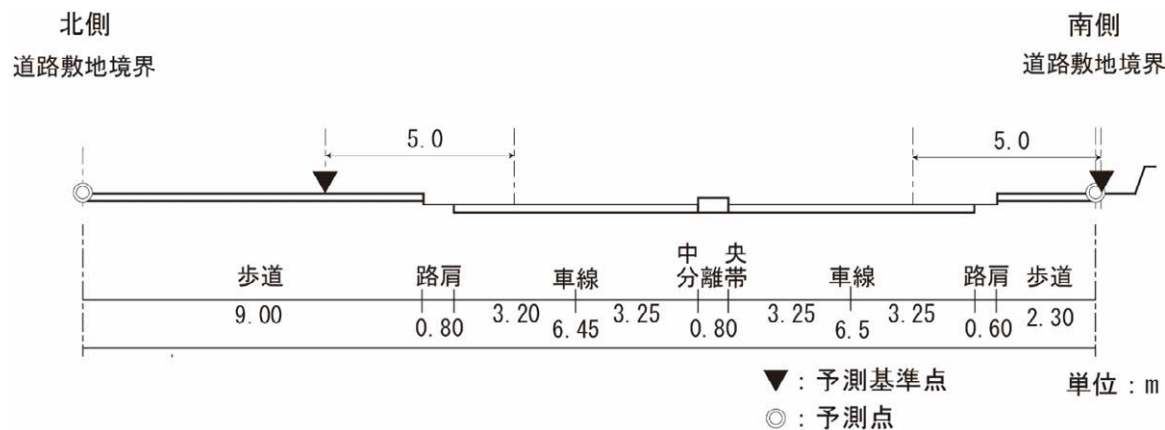


図 4.2-15 道路断面及び基準点位置

e. 予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動（ L_{10} ）の予測結果は、表 4.2-41 に示すとおりである。

工事中交通量による振動レベルは 43.6～45.4dB、工事用車両の走行による振動レベルの増加分は 0.1～0.2dB となり、環境保全目標（65dB 以下）を満足すると予測する。

表 4.2-41 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（ L_{10} ）の予測結果

予測地点	予測方向	時間帯	将来基礎交通量による振動レベル (dB)	工事中交通量による振動レベル (dB)	工事用車両による増加分 (dB)	環境保全目標 (dB)
断面 1	北側	10 時台	43.5	43.6	0.1	65 以下
	南側	10 時台	45.3	45.4	0.2	

注 1：予測結果は、小数第 2 位を四捨五入しているため、工事中交通量による振動レベルと将来基礎交通量による振動レベルの差が、工事用車両による増加分と一致しない場合がある。

注 2：「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度改訂版)」では、「昼夜の時間区分ごとに各時間の振動レベルを予測する」(p6-1-17)とあり、各時間の振動レベルを予測し、評価を行う旨、示されている。そのため、各時間の振動レベルを予測した上で、最大となる時間の振動レベルを予測結果として適用した。

② 環境保全のための措置

本事業では、工事用車両の走行に伴う振動による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・安全確保のためにやむを得ない場合を除き、急発進・急停止、無用なアイドリングの禁止の指導を徹底することにより、振動の低減を図る。
- ・市道菅生 327 号線及び市道菅生 328 号線については、道路の幅員が狭い区間が存在するため、振動抑制等の観点から工事用車両の低速走行を徹底する。
- ・工事用車両の使用にあたっては、適切な整備・点検を徹底する。

③ 評価

工事中交通量による振動レベルは 43.6～45.4dB、工事用車両の走行による振動レベルの増加分は 0.1～0.2dB となり、環境保全目標（65dB 以下）を満足すると予測した。

本事業の実施にあたっては、安全確保のためにやむを得ない場合を除き、急発進・急停止、無用なアイドリングの禁止の指導を徹底することにより、振動の低減を図るなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい振動影響を及ぼすことはないものと評価する。

4.3 廃棄物等

4.3.1 産業廃棄物

4.3.2 建設発生土

4.3 廃棄物等

4.3.1 産業廃棄物

計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況等を調査し、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における産業廃棄物等の状況を把握し、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.3-1 に示すとおりである。

表 4.3-1 調査項目（産業廃棄物）

項目	調査項目
産業廃棄物	①産業廃棄物の状況 ②撤去建築物の状況 ③関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、表 4.3-2 に示すとおりである。

表 4.3-2 調査地域（産業廃棄物）

調査項目	調査地域
①産業廃棄物の状況	計画地及びその周辺とした。
②撤去建築物の状況	計画地とした。
③関係法令等による基準等	—

3) 調査方法

調査方法は、表 4.3-3 に示すとおりである。

表 4.3-3 調査方法（産業廃棄物）

調査項目	調査方法
①産業廃棄物の状況	「川崎市産業廃棄物処理指導計画」、「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」等の既存資料から、計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況を把握した。
②撤去建築物の状況	「設計図面」等の既存資料等を整理し、既存建築物等の状況を把握した。
③関係法令等による基準等	<p>以下の関係法令等による内容について整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「大気汚染防止法」 ・「建設リサイクル推進計画」（国土交通省） ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省） ・「建設廃棄物処理指針」（環境省） ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 ・「建設廃棄物の適正管理の手引き」（川崎市） ・「川崎市建設リサイクル推進計画」（川崎市） ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

4) 調査結果

① 産業廃棄物の状況

令和元年度の川崎市の建設業から発生する産業廃棄物の排出量及び処理状況は、表 4.3-4 に示すとおりである。また、川崎市における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表 4.3-5 に示すとおりである。

令和元年度の建設業から発生する産業廃棄物の排出量は 551 千 t/年であり、そのうち再生利用量は 486 千 t/年 (88.2%)、減量化量は 37 千 t/年 (6.7%)、最終処分量は 28 千 t/年 (5.2%) となっている。

また、令和 3 年度の川崎市内の産業廃棄物処理施設の設置状況としては、167 施設が設置されている。

表 4.3-4 川崎市内の建設業からの産業廃棄物の排出及び処理状況（令和元年度）

排出量	処理処分量等（千t）		
	再生利用量	減量化量	最終処分量
551（100%）	486（88.2%）	37（6.7%）	28（5.2%）

出典：「川崎市産業廃棄物処理指導計画 令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度」（令和 4 年 3 月、川崎市）

表 4.3-5 川崎市内の産業廃棄物処理施設の設置状況（令和 3 年度）

種類	区分	事業者	処理業者	公共団体	計
汚泥の脱水施設	施設数	31	12	3	46
	m ³ /日	5,778	2,289	4,543	12,610
汚泥の乾燥施設	施設数	2	2	—	4
	m ³ /日	70	115	—	185
汚泥の焼却施設	施設数	4	6	—	10
	m ³ /日	288	4,008	—	4,296
廃油の油水分離施設	施設数	—	2	—	2
	m ³ /日	—	190	—	190
廃油の焼却施設	施設数	9	4	—	13
	m ³ /日	281	266	—	547
廃酸又は廃アルカリの中和施設	施設数	—	5	—	5
	m ³ /日	—	1,647	—	1,647
廃プラスチック類の破碎施設	施設数	—	23	—	23
	t/日	—	1,363	—	1,363
廃プラスチック類の焼却施設	施設数	1	7	—	8
	t/日	7	3,864	—	3,871
木くず又はがれき類の破碎施設	施設数	—	42	—	42
	t/日	—	27,180	—	27,180
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	施設数	—	—	—	0
	m ³ /日	—	—	—	0
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	施設数	—	0	—	0
	t/日	—	0	—	0
産業廃棄物の焼却施設	施設数	7	7	—	14
	t/日	776	4,173	—	4,949
計	施設数	54	110	3	167

出典：「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 4 年 8 月、川崎市）

② 撤去建築物の状況

撤去建築物の概要は、表 4.3-6 に示すとおりである。

撤去建築物は、昭和 48 年に建設された 5 階建て 5 棟の住棟と平成 18 年に建替えが行われた集会所からなり、構造は住棟が鉄筋コンクリート造、集会所が鉄骨造である。

撤去建築物は、石綿（アスベスト）の使用が段階的に禁止され始める以前（昭和 50 年以前）の建設年度であることから、解体工事により廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生の可能性が考えられる。なお、令和 2 年 5 月に実施された既往調査の外装アスベスト調査結果によるとアスベストの検出は確認されなかった。内装のアスベスト調査については各棟からの移転完了後に実施する計画である。

表 4.3-6 撤去建築物の概要

撤去建築物	構造	階数	延べ面積 (m ²)	建設年度
1 号棟	鉄筋コンクリート造 (RC)	地上 5 階	1,524	昭和 48 年度
2 号棟	鉄筋コンクリート造 (RC)	地上 5 階	1,524	
3 号棟	鉄筋コンクリート造 (RC)	地上 5 階	2,032	
4 号棟	鉄筋コンクリート造 (RC)	地上 5 階	1,524	
5 号棟	鉄筋コンクリート造 (RC)	地上 5 階	1,524	
集会所	鉄骨造 (S)	地上 1 階	99.37	平成 18 年度

③ 関係法令等による基準等

a. 「循環型社会形成推進基本法」

本法律では、事業者の責務として、事業活動を行うに際しては、原材料等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行うか、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じるか、循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分するとされている。

b. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

本法律では、事業者はその産業廃棄物を産業廃棄物処理基準に従い、自ら処理しなければならないと規定されている。

また、事業者が事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には都道府県知事等の許可を受けた業者に委託しなければならないと、その産業廃棄物の運搬を依頼したものに対し、委託した産業廃棄物の種類及び数量、運搬または処分を受託した者の氏名等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされている。

c. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に消費されていることにより、使用済物品及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講じることとし、もって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

d. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

e. 大気汚染防止法

本法律は、国民の健康の保護、生活環境の保全、被害者の保護を目的として、ばい煙並びに粉じんなどの排出等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定め、大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めている。

また、本法律では、石綿等の飛散防止対策として、解体等工事において、工事前の事前調査を義務付けているとともに、法第18条の15第6項に基づき、一定要件を満たす工事について事前調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事等に報告しなければならないとしている。その上で、建築物等の構造上、解体等工事の着手前に目視することができない箇所があった場合には、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、調査結果を再度報告することとしている。また、当該解体等工事の現場において、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して事前調査の結果等を公衆の見やすい場所に掲示しなければならないとしている。

f. 「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）

本計画は、国土交通省における社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経て、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめたものである。

本計画の再資源化率等の目標については表4.3-7に示すとおりである。

表 4.3-7 「建設リサイクル推進計画2020」の目標

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

注：これまでの「建設リサイクル推進計画」において、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、「建設リサイクル推進計画2020」より、平成30年度副産物実態調査の実績値が95%を超える品目については、今後、再資源化率等の維持を目指すこととしている。そのため、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設け、再資源化率等が維持された場合にも、その達成状況を「概ね達成」と評価することとしている。

【用語の説明】

再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合
再資源化・縮減率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

排出率：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

有効利用率：建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受け入れ等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

g. 「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

h. 「建設廃棄物処理指針」(環境省)

本指針は、土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部または一部を解体する工事を含む)に伴い生ずる廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

i. 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

本条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

j. 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

本条例は、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在および将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。また、本条例の中で、建築物等の解体作業に係る石綿の飛散の防止に関して、作業前の近隣住民への文書等の配布、石綿濃度の測定計画の届出、石綿排出等作業の実施の届出、作業中の石綿濃度の測定、作業後の石綿濃度の測定結果の届出、作業完了の報告の届出等が規定されている。

k. 「建設廃棄物の適正管理の手引き」(川崎市)

本手引きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定められた廃棄物の処理に関する法の仕組みと、個別具体的問題に対し国から出された通知について解説しており、本手引きを活用することで、建設廃棄物のより一層の資源化や適正処理等を図ることを目指している。

l. 「川崎市建設リサイクル推進計画」(川崎市)

本計画は、市が発注する公共工事(受託工事を含む)における建設副産物の基本的な考え方や目標、取り組むべき施策等を取りまとめ、リサイクルを推進することにより、今後、資源の枯渇が予想される中でカーボンニュートラル、循環型社会の形成及び公共事業の円滑な推進を目指すために策定されたものである。

本計画の目標は、表 4.3-8 に示すとおりである。

表 4.3-8 「川崎市建設リサイクル推進計画」の目標

品目	指標	令和2年度 (2020) 実績値	前計画 目標 (2019)	令和8年度 (2026) 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100%	99%以上	100%
コンクリート塊	再資源化率	100%	99%以上	100%
建設発生木材	再資源化・縮減率	99.3%	95%以上	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	99.3%	82%以上	99%以上
建設混合廃棄物	排出率	0.9%	4.0%以下	1.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	99.0%	96%以上	99%以上
建設発生土	有効利用率	100%	80%以上	100%
再生砕石	再生砕石利用率	97.3%	—	98%以上

注：これまでの「川崎市建設リサイクル推進計画」において、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、本計画より、「川崎市建設副産物実態調査」の実績値が95%を超える品目については、今後、再資源化率等の維持を目指すこととしている。そのため、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設け、再資源化率等が維持された場合にも、その達成状況を「概ね達成」と評価することとしている。

【用語の説明】

再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合
再資源化・縮減率：建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

排出率：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

有効利用率：建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用・埋立事業等を加えた有効利用量の合計の割合

再生砕石利用率：現場内利用を含む砕石利用料のうち、再生砕石利用量の割合

出典：「川崎市建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、川崎市）

m. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められている。地域別環境保全水準は、表 4.3-9 に示すとおりである。

表 4.3-9 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
産業廃棄物	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.3-10 に示すとおり設定した。

表 4.3-10 環境保全目標

環境影響要因	環境影響評価項目	環境保全目標
工事中	工事等の影響	産業廃棄物 資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。

(3) 予測及び評価

本事業の工事中において、以下に示す産業廃棄物の影響が考えられるため、その種類、発生量又は排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

<工事中>

- ・工事等の影響に伴う産業廃棄物

1) 工事等の影響に伴う産業廃棄物（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.3-11 に示すとおりである。

表 4.3-11 予測項目（産業廃棄物）

環境影響要因	予測項目
工事等の影響	工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量又は排出量及び処理・処分方法

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.3-12 に示すとおりである。

表 4.3-12 予測地域（産業廃棄物）

環境影響要因	予測地域
工事等の影響	計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.3-13 に示すとおりである。

表 4.3-13 予測時期（産業廃棄物）

環境影響要因	予測時期
工事等の影響	工事期間全体とした。

d. 予測方法

(a) 解体工事

解体工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量については、本事業と同様の市営住宅建替事業である初山住宅解体工事（旧10・11号棟）における発生量から解体建築物の延べ面積比率によって算出する方法とした。なお、建設混合廃棄物については、「川崎市建設リサイクル推進計画」における令和8年度達成基準値が排出率によるものであることから、同排出率より発生量を算出する方法とした。

また、再資源化量については、「川崎市建設リサイクル推進計画」における令和8年度達成基準値（表 4.3-8 参照）から設定した再資源化率を乗じて算出し、処理・処分方法については、施工計画の内容から予測する方法とした。

(b) 建築工事

建築工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量については、本事業と同様の市営住宅建替事業である初山住宅建設工事（D棟建設工事）における発生量から計画建築物と初山住宅（D棟）の延べ面積比率によって算出する方法とした。なお、建設混合廃棄物については、

「川崎市建設リサイクル推進計画」における令和8年度達成基準値が排出率によるものであることから、同排出率より発生量を算出する方法とした。

建設汚泥の発生量については、建設汚泥の発生が考えられる山留工事及び杭工事を対象に、掘削面積、掘削深さ等から掘削土量を算出する方法とした。

また、再資源化量については、解体工事と同様の手法にて予測した。

e. 予測条件

(a) 解体工事

a) 既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の発生原単位

既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の発生原単位は、表 4.3-14 に示すとおりである。

表 4.3-14(1) 既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の発生原単位(建設混合廃棄物除く)

	品目								
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	金属くず	紙くず	木くず	廃石膏ボード	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	繊維くず
原単位(kg/m ²)	1,509.0	13.2	61.1	1.4	78.6	0.3	2.3	3.7	3.8

注：既存建築物の解体に伴う産業廃棄物の発生原単位(建設混合廃棄物除く)については、本事業と同様の市営住宅建替事業である初山住宅解体工事(10・11号棟)における発生量とその延べ面積より設定した。

表 4.3-14(2) 既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の発生原単位(建設混合廃棄物)

品目	建設混合廃棄物
原単位(%)	全排出量の1.0%

注：既存建築物の解体に伴う産業廃棄物の発生原単位(建設混合廃棄物)については、「川崎市建設リサイクル推進計画」における令和8年度達成基準値である「排出量1.0%以下」より設定した。

b) 既存建築物の延べ面積

既存建築物の延べ面積は、表 4.3-6 に示すとおりである。

c) 既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の再資源化率

既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の再資源化率は、表 4.3-15 に示すとおりである。

再資源化率は、川崎市建設リサイクル推進計画に定める令和8年度達成基準値より設定した。

なお、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック、繊維くずの再資源化率については、「川崎市建設リサイクル推進計画」において達成基準値が設定されていないため、建設廃棄物全体の達成基準値(99%)とした。

表 4.3-15 既存建築物の解体工事に伴う産業廃棄物の再資源化率

品目	再資源化率等 [※]	【備考】
		川崎市建設リサイクル推進計画 (令和8年達成基準値)
コンクリート塊	100%	100%
アスファルト・コンクリート塊	100%	100%
金属くず	99%	—
紙くず	99%	—
木くず	99%	99%以上
廃石膏ボード	99%	—
ガラス・陶磁器くず	99%	—
廃プラスチック	99%	—
繊維くず	99%	—
建設廃棄物全体	99%	99%以上

注：紙くず、木くずについては再資源化率・縮減率を示す。

出典：「川崎市建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、川崎市）

(b) 建築工事

a) 計画建築物の建築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位

計画建築物の建築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位は、表 4.3-16 に示すとおりである。

表 4.3-16 計画建築物の建築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位

	品目						
	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	金属 くず	木 くず	廃石膏 ボード	ガラス・ 陶磁器くず	廃プラス チック
原単位 (kg/m ²)	46.5	0.3	0.6	19.4	4.3	0.7	7.5

注：計画建築物の建設に伴う産業廃棄物の発生原単位（建設混合廃棄物除く）については、本事業と同様の市営住宅建替事業である初山住宅建設工事（D棟建設工事）における発生量とその延べ面積より設定した。

表 4.3-16(2) 既存建築物の建築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位（建設混合廃棄物）

品目	建設混合廃棄物
原単位 (%)	全排出量の 1.0%

注：既存建築物の解体に伴う産業廃棄物の発生原単位（建設混合廃棄物）については、「川崎市建設リサイクル推進計画」における令和8年度達成基準値である「排出量 1.0%以下」より設定した。

b) 計画建築物の延べ面積

計画建築物の延べ面積は、「第1章 指定開発行為の概要 1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 1.4.4 建築計画等 (1) 計画概要」(p11 参照) に示すとおりである。

c) 計画建築物の建築工事に伴う産業廃棄物の再資源化率

計画建築物の建築に伴う産業廃棄物の再資源化率は、表 4.3-17(1)～(2) に示すとおりである。

再資源化率は、川崎市建設リサイクル推進計画に定める令和8年度達成基準値より設定した。

なお、金属くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチックの再資源化率については、「川崎市建設リサイクル推進計画」において達成基準値が設定されていないため、建設廃棄物全体の達成基準値（99%）とした。

表 4.3-17(1) 計画建築物の建築工事に伴う産業廃棄物（建設汚泥を除く）の再資源化率

品目	再資源化率等 ^注	【備考】
		川崎市建設リサイクル推進計画 (令和8年達成基準値)
コンクリート塊	100%	100%
アスファルト・コンクリート塊	100%	100%
金属くず	99%	—
木くず	99%	99%以上
廃石膏ボード	99%	—
ガラス・陶磁器くず	99%	—
廃プラスチック	99%	—
建設混合廃棄物	排出率 1.0%以下	排出率 1.0%以下
建設廃棄物全体	99%	99%以上

注：木くずについては再資源化率・縮減率を示す。

出典：「川崎市建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、川崎市）

表 4.3-17(2) 計画建築物の建築工事に伴う建設汚泥の再資源化率

品目	再資源化率
建設汚泥	99%以上

注：川崎市建設リサイクル推進計画における令和8年達成基準値を示す。

出典：「川崎市建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、川崎市）

表 4.3-17(3) 計画建築物の建築工事に伴う建設混合廃棄物の再資源化率

品目	再資源化率
建設混合廃棄物	83.2%

注：令和2年度実績を示す。

出典：出典：「川崎市建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、川崎市）

f. 予測結果

(a) 解体工事

既存建築物の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法は、表 4.3-18 に示すとおりである。解体工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量の合計は、約 13,906.7t であり、種類として、がれき類、金属くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、繊維くず及び建設混合廃棄物が発生すると予測する。また、産業廃棄物の再資源化量は約 13,870.9t (再資源化率約 99.7%) と予測する。

なお、既存建築物は、石綿（アスベスト）の使用が段階的に禁止され始める以前（昭和 50 年以前）の建設年度であることから、解体工事により廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生の可能性が考えられる。

表 4.3-18 解体工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法

品目		原単位 (kg/m ²) ①	延べ面積 (m ²) ②	発生量 (t) ③=①×②/1000	再資源化率 ④	再資源化量 (t) ⑤=③×④ /100	主な 処理方法	
がれき類	コンクリート塊	1,509.0	約 8,227.4	約12,415.1	100%	約12,415.1	産業廃棄物運搬・ 処理の 許可を 受けた 業者等 に委託	
	アスファルト・ コンクリート塊	13.2		約108.6	100%	約108.6		
金属くず		61.1		約502.7	99%	約497.7		破砕して原材 料として再資 源化
紙くず		1.4		約11.5	99%	約11.4		破砕して燃料 や原材料とし て再資源化
木くず		78.6		約646.7	99%	約640.2		チップ化して燃 料や原材料と して再資源化
廃石膏ボード		0.3		約2.5	99%	約2.4		粉砕して原材 料として再資 源化
ガラス・陶磁器くず		2.3		約18.9	99%	約18.7		原材料等とし て再資源化
廃プラスチック類		3.7		約30.4	99%	約30.1		原材料等とし て再資源化
繊維くず		3.8		約31.3	99%	約31.0		破砕して原材 料として再資 源化
建設混合廃棄物		産業廃棄物全排出量の 1.0%		—	約139.1	83.2%		約115.7
合計		—	—	約13,906.7	約99.7%	約13,870.9	—	

注：延べ面積、発生量及び再資源化量は小数第 2 位を四捨五入している。そのため発生量及び再資源化量については記載している各品目の数値の合計と合計欄の値は一致しない場合がある。

(b) 建築工事

計画建築物の建築工事に伴い発生する産業廃棄物（建設汚泥を除く）の種類、発生量及び処理・処分方法は、表4.3-19に示すとおりである。建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物（建設汚泥を除く）の発生量の合計は、約668.1tであり、種類として、がれき類、金属くず、木くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類及び建設混合廃棄物が発生すると予測する。産業廃棄物（建設汚泥を除く）の再資源化量は約664.3t（再資源化率約99.4%）と予測する。

建設汚泥の発生量及び処理・処分方法は表4.3-20(1)～(2)及び表4.3-21に示すとおりである。建設汚泥の発生量の合計は、約1,436m³と予測する。

また、建設汚泥の再資源化量は約1,421m³（再資源化率約99.9%）と予測する。

表 4.3-19 建築工事の実施に伴い発生する産業廃棄物（建設汚泥を除く）の種類、発生量及び処理・処分方法

品目		原単位 (kg/m ²) ①	延べ面積 (m ²) ②	発生量 (t) ③=①×②/1000	再資源化率等 ④	再資源化量等 (t) ⑤=③×④/100	主な 処理方法
がれき類	コンクリート塊	46.5	約 8,341	約 387.9	100%	約 387.9	産業廃棄物運搬・処理の許可を受けた業者等に委託
	アスファルト・コンクリート塊	0.3		約 2.5	100%	約 2.5	
金属くず		0.6		約 5.0	99%	約 5.0	
木くず		19.4		約 161.8	99%	約 160.2	
廃石膏ボード		4.3		約 35.9	99%	約 35.5	
ガラス・陶磁器くず		0.7		約 5.8	99%	約 5.8	
廃プラスチック類		7.5		約 62.6	99%	約 61.9	
建設混合廃棄物		産業廃棄物全排出量の 1.0%	—	約 6.7	83.2%	約 5.6	選別施設で選別後、原材料等として再資源化
合計		—	—	約 668.1	約 99.4%	約 664.3	—

注1：建設混合廃棄物については、川崎市建設リサイクル推進計画の達成基準値である排出率1%とした場合の排出量を示し、()書きで原単位による発生量を示した。

注2：発生量、再資源化量は小数第2位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない場合がある。

表 4.3-20(1) 計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物(建設汚泥)の発生量等(山留工事)

種類	工種	区分	壁周長 (m) ①	掘削深度 (m) ②	平均壁厚 (m) ③	泥土 発生率 ④	安全率 ^{注1} ⑤	発生量 (m ³) ⑥=①×②×③×④×⑤
建設 汚泥	山留 工事	新1号棟	約224.0	約1.73	約0.725	1	1.3	約364
		新2号棟	約292.6	約1.61	約0.725			約444
計								約808

注1：発生量は小数第1位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない場合がある。

注2：施工上の不確実性を考慮し、発生量が安全側となるよう、安全率を設定した。

表 4.3-20(2) 計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物(建設汚泥)の発生量等(杭工事)

種類	工種	区分	杭径 (m) ①	杭長 (m) ②	杭本数 (本) ③	安全率 ^{注1} ④	発生量 (m ³) ⑤=(①/2) ² ×3.14×②×③×④
建設 汚泥	杭工事	新1号棟	約0.35	約6.0	374	1.3	約281
		新2号棟	約0.35	約6.0	462	1.3	約347
計							約627

注1：発生量は小数第1位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない場合がある。

注2：施工上の不確実性を考慮し、発生量が安全側となるよう、安全率を設定した。

表 4.3-21 建築工事の実施に伴い発生する産業廃棄物(建設汚泥)発生量及び処理・処分方法

種類	工種	発生量 ^{注2} (m ³) ①	再資源化率 (%) ②	再資源化量 (m ³) ③=①×②	主な処理方法	
建設 汚泥	山留工事	約808	99.9%	約800	産業廃棄物運搬・ 処理の許可を受け た業者等に委託	処理土等 として再 資源化
	杭工事	約627		約621		
	合計	約1,436		約1,421		

注1：発生量、再資源化量は小数第1位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない場合がある。

② 環境保全のための措置

本事業では、工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・工事中に発生する産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき分別解体及び再資源化を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物の適正管理の手引き」に基づき適正な処理を実施する。
- ・建設混合廃棄物については、可能な限り分別解体・分別管理に努め、排出量の低減を図る。
- ・工事中の建設廃棄物については、建設資材等の搬入にあたり過剰な梱包を控えるなど、発生抑制を図る。
- ・既存建築物の解体工事にあたっては、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」（令和5年10月、川崎市）等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に対応し、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者に委託し、適正に処理する。

③ 評価

既存建築物の解体に伴い発生する産業廃棄物の発生量は約13,906.7tであり、種類として、がれき類、金属くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、繊維くず及び建設混合廃棄物が発生すると予測した。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は13,870.9t（再資源化率約99.7%）と予測した。なお、既存建築物は、石綿（アスベスト）の使用が段階的に禁止され始める以前（昭和50年以前）の建設年度であることから、解体工事により廃石膏等及び石綿含有産業廃棄物の発生の可能性が考えられる。

計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物（建設汚泥除く）の発生量は約668.1tであり、種類として、がれき類、金属くず、木くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類及び建設混合廃棄物が発生すると予測した。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は約664.3t（再資源化率約99.4%）と予測した。

建設汚泥の発生量は、約1,436m³と予測した。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は約1,421m³（再資源化率約99.9%）と予測した。

本事業の実施にあたっては、工事中に発生する産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき分別解体及び再資源化を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物の適正管理の手引き」に基づき適正な処理を実施するなどの環境保全のための措置を講ずる。また、既存建築物の解体工事にあたっては石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に対応し、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者に委託し、適正に処理する。

以上のことから、資源の循環が図られるとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

4.3.2 建設発生土

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、工事の実施に伴い発生する建設発生土について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における建設発生土等の状況を把握し、工事の実施に伴い発生する建設発生土について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.3-22 に示すとおりである。

表 4.3-22 調査項目（建設発生土）

項目	調査項目
建設発生土	①建設発生土の状況 ②関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、表 4.3-23 に示すとおりである。

表 4.3-23 調査地域（建設発生土）

調査項目	調査地域
①建設発生土の状況	計画地及びその周辺とした。
②関係法令等による基準等	—

3) 調査方法

調査方法は、表 4.3-24 に示すとおりである。

表 4.3-24 調査方法（建設発生土）

調査項目	調査方法
①建設発生土の状況	「建設副産物実態調査結果」等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺の建設発生土の状況を把握した。
②関係法令等による基準等	以下の関係法令等の内容について整理した。 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省） ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 ・「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準

4) 調査結果

① 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 4.3-25 に示すとおりである。

建設発生土の場外搬出量の合計は 3,098.0 千 m³ であり、そのうち有効利用量が 2,603.5 千 m³、その他が 494.5 千 m³であった。

表 4.3-25 神奈川県における建設発生土の排出状況（平成 30 年度）

工事種別	有効利用量(千 m ³)						計	その他 ^注 (千 m ³)	場外 搬出量 (千 m ³)	工事間 利用率 (%)
	建設発生土の搬出先									
	公共工事等での利用	売却	他の工事現場(海面)	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分場覆土	公共工事等以外の有効利用				
公共土木	105.0	0.0	7.7	450.7	6.3	1077.0	1646.7	112.3	1,759.0	93.6
民間土木	192.1	0.0	0.8	70.5	0.4	51.7	315.4	47.7	363.1	86.9
新築・改築	0.4	0.0	0.3	169.0	9.2	459.4	638.3	333.5	971.8	65.7
解体	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	1.6	2.0	0.1	2.1	95.8
修繕	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	1.1	0.9	2.0	53.1
合計	297.6	0.0	8.9	690.4	16.1	1590.6	2603.5	494.5	3098.0	84.0

注：廃棄物最終処分場（覆土以外）、ストックヤード等再利用なし、土捨場・残土処分場への排出である。
出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通省）

② 関係法令等による基準等

a. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に消費されていることにより、使用済物品及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源および再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講じることとし、もって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

なお、建設発生土の利用については、本法律に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年建設省令第 19 号）により定められている。

b. 「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

c. 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（神奈川県）

本条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としている。

d. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められている。地域別環境保全水準は、表 4.3-26 に示すとおりである。

表 4.3-26 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
建設発生土	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.3-27 に示すとおり設定した。

表 4.3-27 環境保全目標

環境影響要因		環境影響評価項目	環境保全目標
工事中	工事等の影響	建設発生土	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。

(3) 予測及び評価

本事業の工事中において、以下に示す建設発生土の影響が考えられるため、その発生量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

<工事中>

- ・工事等の影響に伴う建設発生土

1) 工事等の影響に伴う建設発生土（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.3-28 に示すとおりである。

表 4.3-28 予測項目（建設発生土）

環境影響要因	予測項目
工事等の影響	工事中に発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法

b. 予測地域・予測地点

予測地域・予測地点は、表 4.3-29 に示すとおりである。

表 4.3-29 予測地域（建設発生土）

環境影響要因	予測地域
工事等の影響	計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.3-30 に示すとおりである。

表 4.3-30 予測時期（建設発生土）

環境影響要因	予測時期
工事等の影響	工事期間全体とした。

d. 予測方法

事業計画の内容を踏まえ、掘削、切土工事等に伴う発生量及びその処理・処分方法を予測した。

e. 予測結果

(a) 掘削工事の概要

掘削工事の概要は、表 4.3-31 に示すとおりである。

工事中に発生する土量については、切土工で約188m³、掘削工で約4,470m³と予測する。

また、場内利用量(盛土工)については、約17m³と予測する。なお、新2号棟では盛土を伴う行為は行わないため、場内利用量(盛土量)は0m³と予測する。

表 4.3-31 掘削工事の概要

項目	造成工事						建築工事 ^注		
	切土工			盛土工			掘削工		
	切土面積 (m ²)	平均 深さ (m)	切土量 (m ³) ①	盛土 面積 (m ²)	平均 深さ (m)	盛土量 (m ³) ②	掘削 面積 (m ²)	平均 深さ (m)	掘削土量 (m ³) ③
新1号棟	約0.2	約0.12	約0	約130	約0.13	約17	約1,208	約1.73	約2,085
新2号棟	約309	約0.61	約188	0	0	0	約1,481	約1.61	約2,384
計	約309	-	約188	約130	-	約17	約2,689	-	約4,470

注：各数値は小数第一位を四捨五入しているため、それぞれの和と合計は一致しない場合がある。

(b) 建設発生土の発生量

建設発生土の発生量は表4.3-32に示すとおりである。

切土・掘削により約4,657m³が発生し、そのうち、約17m³については現場内利用を行う一方で、残りの約4,641m³にほぐし率を乗じた約5,569m³が建設発生土の発生量と予測する。

建設発生土は、盛土工事によって現場内利用をした後の土量であり、計画地での更なる利用及び保管は困難であることから、全て場外に搬出する計画であるが、建設発生土の処分については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出する等、適正に処理する。

表 4.3-32 建設発生土量

区分	切土・掘削による発生土量			使用土量 (盛土工) (m ³) ②	発生土量 (m ³) ⑤=④-②	ほぐし率 ⑥	建設発生土(m ³) (ほぐし率考慮) ⑦=⑤×⑥
	切土土量 (m ³) ①	掘削土量 (m ³) ③	計 (m ³) ④=①+③				
新1号棟	約0	約2,085	約2,086	約17	約2,069	1.2	約2,483
新2号棟	約188	約2,384	約2,572	0	約2,572		約3,086
計	約188	約4,470	約4,657	約17	約4,641		約5,569

注：建設発生土は小数第一位を四捨五入しているため、それぞれの和と合計は一致しない場合がある。

② 環境保全のための措置

本事業では以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・建設発生土の処分については、工事間流用の促進を図るとともに、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出する。
- ・建設発生土の場外搬出にあたっては、飛散・流出が生じないように、「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」に基づき、適正な処理を行うとともに、出入口において適宜タイヤ洗浄を行う。

③ 評価

切土・掘削により約4,657m³が発生し、そのうち、約17m³については現場内利用を行う一方で、残りの約4,641m³にほぐし率を乗じた約5,569m³が建設発生土の発生量と予測する。

予測結果は、盛土工事によって現場内利用をした後の土量であり、計画地での更なる利用及び保管は困難であることから、全て場外に搬出する計画であるが、建設発生土の処分については、工事間流用の促進を図るとともに、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出する等、適正に処理する。

本事業では、建設発生土の場外搬出にあたり、飛散・流出が生じないように、「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」に基づき、適正な処理を行うとともに、出入口において適宜タイヤ洗浄を行う等の環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、資源の循環が図られるとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

4.4 緑

4.4.1 緑の質

4.4.2 緑の量

4.4 緑

4.4.1 緑の質

計画地及びその周辺における現況植生の状況、生育状況及び計画地における土壌の状況を調査し、主要な植栽予定樹種の計画地における環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における現存植生状況、生育状況及び植栽土壌等を把握し、緑の質について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.4-1 に示すとおりである。

表 4.4-1 調査項目（緑の質）

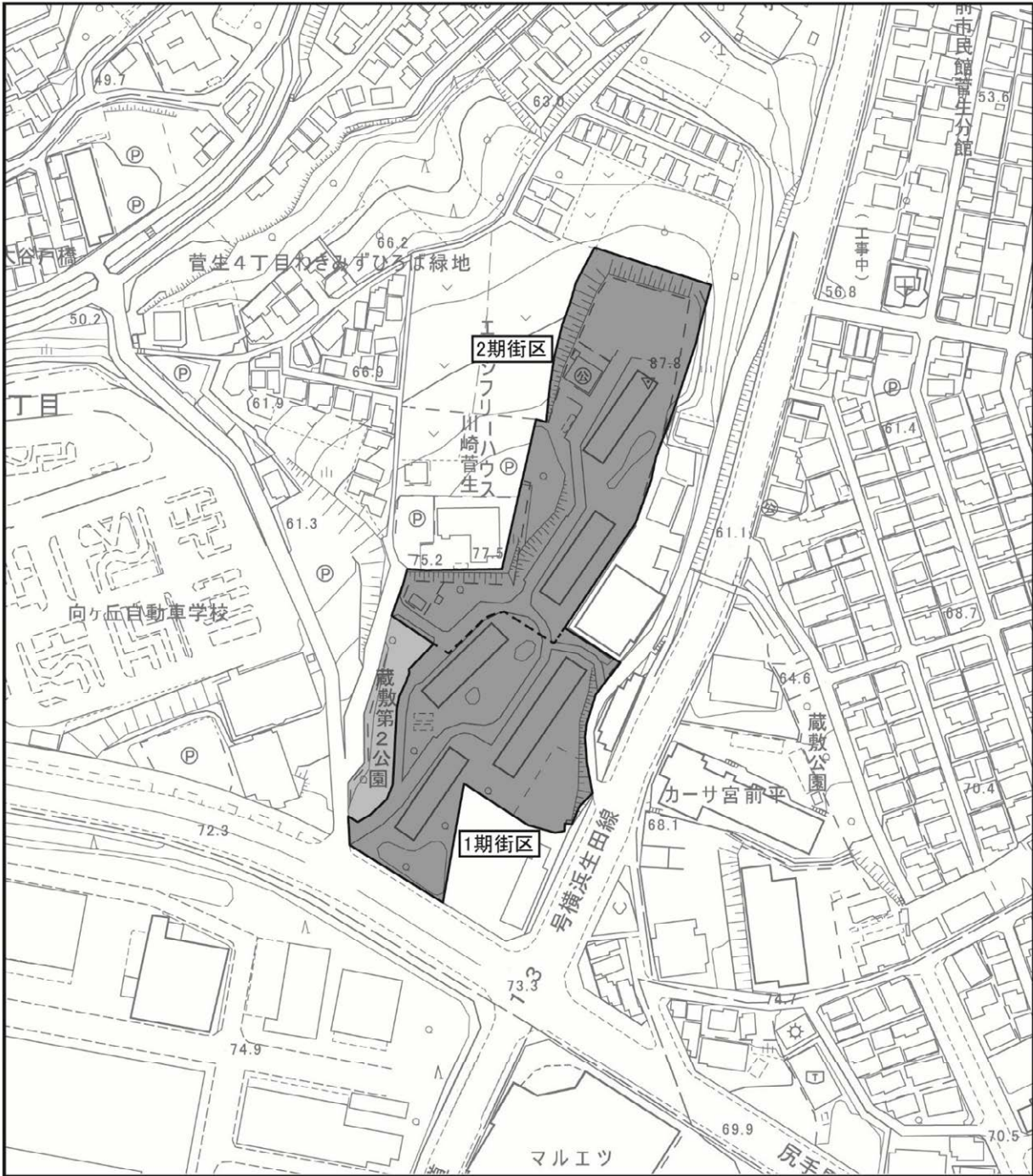
項目	調査項目
緑の質	①現存植生状況及び生育状況 ②計画地周辺の生育木 ③植栽土壌 ④植栽予定樹種 ⑤潜在自然植生 ⑥生育環境 ⑦土地利用の状況 ⑧関係法令等による基準等

2) 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、表 4.4-2 に示すとおりである。

表 4.4-2 調査地域・調査地点（緑の質）

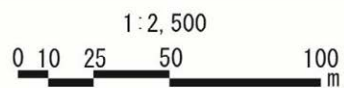
調査項目	調査地域・調査地点
①現存植生状況及び生育状況	計画地とした（図 4.4-1 参照）。
②計画地周辺の生育木	計画地に隣接し、同様の立地環境特性と考えられる蔵敷第 2 公園とした（図 4.4-1 参照）。
③植栽土壌	調査地点は図 4.4-2 に示すとおりである。試坑土壌調査地点は 2 期街区の 1 地点（NO. 1）とした。簡易試坑土壌調査地点は 1 期街区（NO. ①）、2 期街区（NO. ②）の各 1 地点の計 2 地点とした。
④植栽予定樹種	—
⑤潜在自然植生	計画地及びその周辺とした。
⑥生育環境	
⑦土地利用の状況	
⑧関係法令等による基準等	—

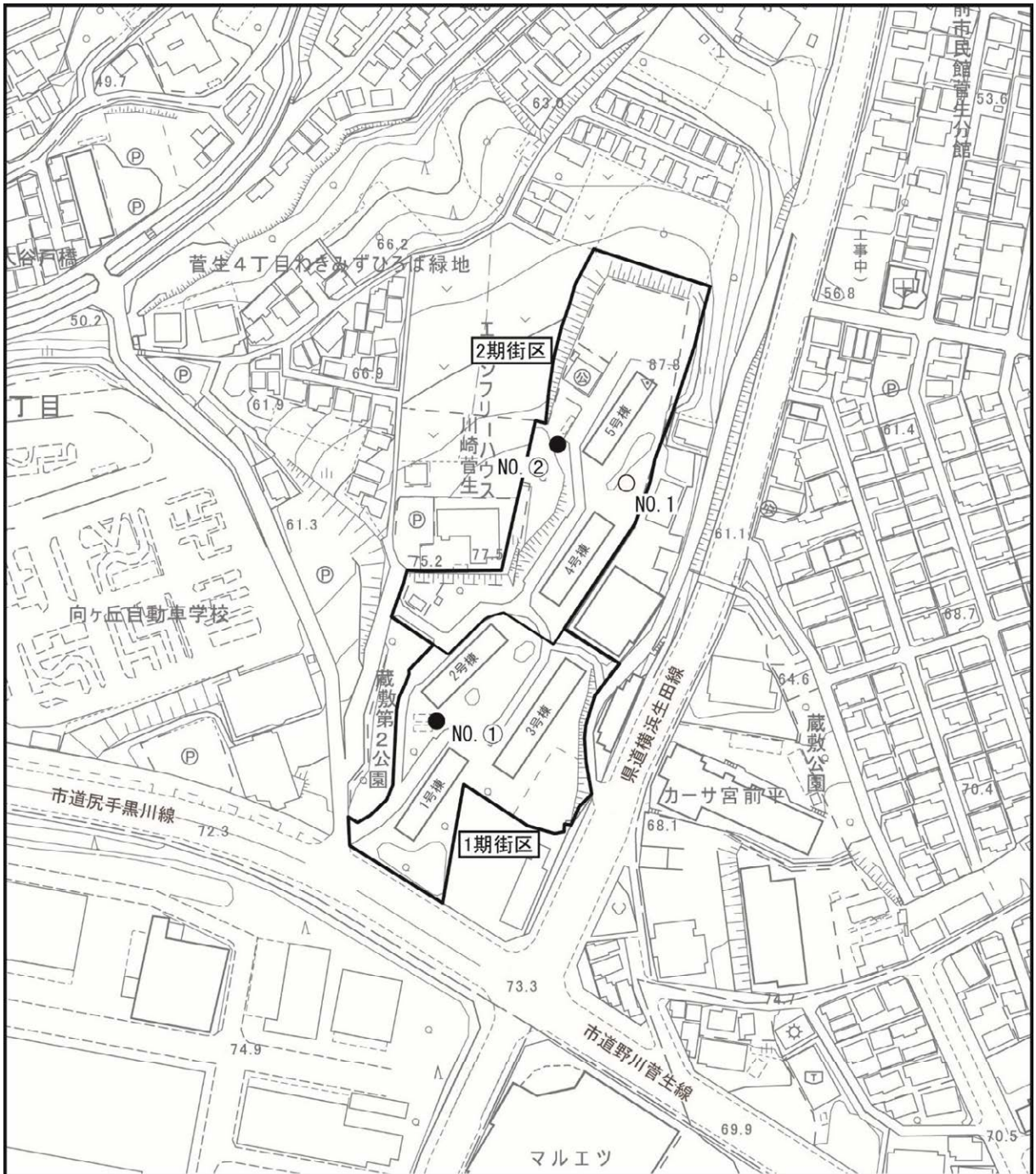


凡 例

- 計画地
- 街区境界
- 生育木調査及び現存植生状況調査地域（計画地）
- 周辺地域の生育木調査地域

図 4.4-1 現存植生及び生育木（樹木活力度）調査地域位置図





凡 例

- 計画地
- 試掘土壌調査地点 (NO. 1)
- 簡易試掘調査地点 (NO. ①~②)

図4.4-2 植栽土壌の調査地点位置図



3) 調査期間

調査期間は、表 4.4-3 に示すとおりである。

表 4.4-3 調査期間（緑の質）

調査項目	調査期間
①現存植生状況及び生育状況	調査期間は、以下に示すとおりとした。 令和5年6月21日（水）
②計画地周辺の生育木	調査期間は、以下に示すとおりとした。 令和5年6月21日（水）
③植栽土壌	調査期間は、以下に示すとおりとした。 令和5年6月26日（月）
④植栽予定樹種	—
⑤潜在自然植生	—
⑥生育環境	調査期間（現地調査）は、以下に示すとおりとした。 令和5年6月21日（水）
⑦土地利用の状況	—
⑧関係法令等による基準等	—

4) 調査方法

調査方法は、表 4.4-4 に示すとおりである。

表 4.4-4 調査方法（緑の質）

調査項目	調査方法
①現存植生状況及び生育状況	<p>【現存植生状況】 現地調査により把握し、現存植生図を作成した。</p> <p>【生育状況】 樹種、樹高、本数等を記録するとともに、樹木活力度を調査した。 樹木活力度については、表 4.4-5 に示す 8 項目の調査項目ごとの判断基準に基づいて調査を行った。その調査結果に基づき、表 4.4-6 に示す算定方法から樹木別に樹木活力度指数を算定した。算定した樹木活力度指数から表 4.4-7 に示す判断基準により樹木活力度を判定した。</p>
②計画地周辺の生育木	<p>「①現存植生状況及び生育状況」のうち、【生育状況】と同様の方法とした。</p>
③植栽土壌	<p>【試坑土壌調査】 計画地の代表的な立地と判断される 1 地点において、深さ約 1m、幅約 1m の土壌断面を掘削し、表 4.4-8 に示す 13 項目について、調査を行った。 また、確認された土壌層位ごとに現地調査時に土壌を採取し、理化学性について室内分析を行った。分析項目は表 4.4-9 に示すとおりである。 なお、調査内容の詳細については、資料編（p資-62～66 参照）に示すとおりである。</p> <p>【簡易試坑調査】 検土杖を用いて地表から約 1m までの土壌の簡易的な形態調査を行い、表 4.4-8 に示す 8 項目の土壌調査を行った。</p>
④植栽予定樹種	<p>緑化計画の内容を整理した。</p>
⑤潜在自然植生	<p>「川崎市および周辺地域の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」等の既存資料等を整理することにより、潜在自然植生を把握した。</p>
⑥生育環境	<p>「地形図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の生育環境を把握した。また、「①現存植生状況及び生育状況」の現地調査とあわせて生育環境を把握した。</p>
⑦土地利用の状況	<p>「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。</p>
⑧関係法令等による基準等	<p>以下の関係法令等による内容について整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」 ・「川崎市緑の基本計画」 ・「川崎市緑化指針」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

表 4.4-5 樹木活力度調査の項目と基準

判断基準 調査項目	1. 良好、正常なもの	2. 普通、正常に近いもの	3. 悪化のかなり進んだもの	4. 顕著に悪化しているもの
1. 樹勢	生育旺盛なもの	多少影響はあるが、あまり目立たない程度	異常が一目で分かる程度	生育劣弱で、回復の見込みなしとみられるもの
2. 樹形	自然樹形を保つもの	一部に幾分の乱れはあるが、本来の形に近いもの	自然樹形の崩壊がかなり進んだもの	自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの
3. 枝の伸長量	正常	幾分少ないが、それ程目立たない	枝は短小となり細かい	枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある
4. 枝葉の密度	正常、枝および葉の密度のバランスがとれている	普通、1に比べてやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生が少ない 密度が著しく疎
5. 葉形	正常	少しゆがみがある	変形が中程度	変形が著しい
6. 葉の大きさ	正常	幾分小さい	中程度に小さい	著しく小さい
7. 葉色	正常	やや異常	かなり異常	著しく異常
8. ネクロシス (え死—細胞組織が部分的に死滅すること)	なし	わずかにある	かなり多い	著しく多い

出典：「造園施工管理 技術編（改訂25版）」（平成17年5月、（社）日本公園緑地協会）

表 4.4-6 樹木活力度指数の算定方法

単木の場合	特定樹種の場合
$Y = \sum Xi / n$	$\bar{Y} = \sum Yi / m$
Y: 樹木活力度指数 Xi: 調査項目別指数 n: 調査項目数	\bar{Y} : 特定樹種の平均活力度指数 Yi: 樹木活力度指数 m: 特定樹種の調査本数

出典：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）

表 4.4-7 樹木活力度調査の指数判定基準

判定	A	B	C	D
指数	1.00～1.75	1.76～2.50	2.51～3.25	3.26～4.00
状態	良好、正常なもの	普通、正常に近いもの	悪化のかなり進んだもの	顕著に悪化しているもの

出典：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）

表 4.4-8 土壌調査項目

調査項目	試坑土壌調査	簡易土壌調査
層位	○	○
層界	○	○
土色	○	○
土性	○	○
土壌硬度	○	—
石礫含量	○	—
乾湿	○	○
植物根の分布	○	—
還元反応	○	○
土壌構造	○	—
可塑性	○	○
腐植	○	○
地下水位	○	—

注 「○」は、各調査で実施した項目を示す。

表 4.4-9 理化学性の分析項目及び分析方法

分析項目		分析方法
物理的性質	飽和透水係数	変水位法
化学的性質	pH(H ₂ O)	ガラス電極法
	電気伝導度	1:5 水浸出法

5) 調査結果

① 現存植生状況及び生育状況

a. 現存植生状況

計画地の現存植生状況は、表 4.4-10 及び図 4.4-3 に示すとおりである。

計画地全体では、植生地は約61.9%であり、このうち高木植栽地が最も多く、約41.6%を占めている。

なお、植生地以外（構造物等）の占める割合は約38.1%であった。

表 4.4-10 計画地における現存植生状況

区分		計画地全体	
		面積 (m ²)	割合 (%)
植生地	高木植栽地	約5,859	約41.6
	中木植栽地	約325	約2.3
	低木植栽地	約390	約2.8
	草地	約954	約6.8
	芝地	約1,193	約8.5
	植生地計	約8,722	約61.9
構造物・裸地	建築物・工作物等の構造物	約2,049	約14.5
	裸地(通路含む)	約3,317	約23.5
	構造物・裸地計	約5,366	約38.1
合計		約14,087	100.0

注：面積は小数第1位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない場合がある。



凡例

□ 計画地

植生区分

- | | |
|--|---|
| 高木植栽地 | 建築物・工作物 |
| 中木植栽地 | 裸地(道路含む) |
| 低木植栽地 | |
| 草地 | |
| 芝地 | |

図4.4-3 現存植生図



b. 生育状況

計画地の生育木の生育状況は表 4.4-11(1)～(2)に示すとおりである。

計画地内で確認された主な樹種としては、常緑広葉樹ではサンゴジュ、キンモクセイ、ツバキ、シクナゲ sp. 等、落葉広葉樹ではドウダンツツジ等のツツジ類、ソメイヨシノ、ケヤキ、アジサイ等が確認された。計画地内で調査を行った樹木は、高木が合計 328 本であり、中低木の生育面積は 715.3m²であった。

なお、詳細は資料編（p 資－55～60 参照）に示すとおりである。

表 4.4-11(1) 樹木活力度調査の結果（計画地：高木類）

分類	樹種	調査本数	平均活力度指数	判定	
常緑樹	広葉樹	アラカシ	13	1.13	A
		キョウチクトウ	15	1.00	A
		キンモクセイ	30	1.01	A
		サザンカ	2	1.00	A
		サンゴジュ	50	1.21	A
		シキミ	2	1.00	A
		シラカシ	12	1.03	A
		ツバキ	29	1.08	A
		トウネズミモチ	14	1.05	A
		トベラ	3	1.00	A
		ヒイラギモクセイ	6	1.19	A
		ビワ	2	1.00	A
		フェイジョア	1	1.25	A
		ミカン sp.	3	1.13	A
リュウケツジュ sp.	3	1.00	A		
落葉樹	広葉樹	イロハモミジ	11	1.00	A
		エノキ	1	1.00	A
		カキノキ	3	1.08	A
		ケヤキ	16	1.04	A
		コブシ	6	1.21	A
		サクラ sp.	9	1.04	A
		シダレザクラ	3	1.00	A
		ソメイヨシノ	39	1.10	A
		ドウダンツツジ	37	1.00	A
		ヌルデ	1	1.13	A
		ハリエンジュ	13	1.08	A
		フヨウ	2	1.00	A
		プラタナス	1	1.00	A
		モミジバフウ	1	1.00	A
合計	29 種	328	-	-	

注1：活力度評価は、次の状態に基づき判定した結果を示す。A：良好、正常なもの、B：普通、正常に近いもの、C：悪化のかなり進んだもの、D：顕著に悪化しているもの

注2：高木類は、確認個体の樹高が概ね3m以上である樹木とした。

表 4.4-11(2) 樹木活力度調査の結果（計画地：中低木類）

分類	樹種	生育面積 (m ²)	平均活力度 指数	判定	
常緑樹	広葉樹	オオムラサキツツジ	23.5	1.00	A
		サザンカ	3.0	1.00	A
		サンゴジュ	1.5	1.00	A
		シヤクナゲ sp.	15.3	1.00	A
		ツツジ sp.	191.3	1.01	A
		ツバキ	4.5	1.00	A
		トウネズミモチ	1.0	1.13	A
		トベラ	6.5	1.00	A
		ナンテン	12.8	1.00	A
		ヒイラギ	1.5	1.00	A
		ヒメツゲ sp.	5.3	1.00	A
		ベニカナメモチ	14.0	1.00	A
		ミカン sp.	0.5	1.00	A
落葉樹	広葉樹	アジサイ	234.0	1.01	A
		イチジク	10.5	1.25	A
		イロハモミジ	8.5	1.20	A
		ウメ	1.0	1.38	A
		ガクアジサイ	31.5	1.02	A
		カシワバアジサイ	2.3	1.00	A
		コデマリ	3.0	1.10	A
		ザクロ	6.0	1.00	A
		サツキ	48.8	1.01	A
		シダレウメ	13.5	1.00	A
		ハギ sp.	6.5	1.00	A
		ハナゾノツクバネウツギ	26.3	1.12	A
		ハナミズキ	11.0	1.05	A
		ビヨウヤナギ	2.0	1.13	A
		ボケ	1.0	1.00	A
		ユキヤナギ	26.8	1.00	A
		ユスラウメ	2.3	1.00	A
合計	30 種	715.3	-	-	

注1：生育面積は小数第2位を四捨五入しているため、記載の数値と合計は一致しない。

注2：活力度評価は、次の状態に基づき判定した結果を示す。A：良好、正常なもの、B：普通、正常に近いもの、C：悪化のかなり進んだもの、D：顕著に悪化しているもの

注3：中低木は、確認個体の樹高が概ね3m以下である樹木とした。

② 計画地周辺の生育木

計画地周辺の生育木の生育状況の調査は、蔵敷第2公園を対象に行った。調査の結果は、表4.4-12(1)～(2)に示すとおりである。

蔵敷第2公園で確認された主な樹種としては、常緑広葉樹ではウバメガシ、キンモクセイ、ツツジ類、ツバキが、落葉広葉樹ではイロハモミジ、セイヨウハコヤナギ、アジサイ等が確認された。調査を行った高木類は、合計35本であった。また、中低木の生育面積は58.5m²であった。

樹木活力度は、全て判定Aであった。

なお、詳細は資料編（p資-61参照）に示すとおりである。

表 4.4-12(1) 樹木活力度調査の結果（計画地周辺：高木類）

分類		樹種	調査本数	平均活力度 指数	判定
常緑樹	広葉樹	ウバメガシ	5	1.13	A
		キンモクセイ	12	1.00	A
落葉樹	広葉樹	イロハモミジ	6	1.00	A
		エノキ	2	1.00	A
		サクラ sp.	2	1.00	A
		セイヨウハコヤナギ	4	1.00	A
		プラタナス	4	1.03	A
合計		7種	35	-	-

注：活力度評価は、次の状態に基づき判定した結果を示す。A：良好、正常なもの、B：普通、正常に近いもの、C：悪化のかなり進んだもの、D：顕著に悪化しているもの

表 4.4-12(2) 樹木活力度調査の結果（計画地周辺：中・低木類）

分類		樹種	生育面積 (m ²)	平均活力度 指数	判定
常緑樹	広葉樹	オオムラサキツツジ	9.5	1.00	A
		ツツジ sp.	20.0	1.06	A
		ツバキ	26.0	1.00	A
落葉樹	広葉樹	アジサイ	2.5	1.08	A
		サツキ	0.5	1.25	A
合計		5種	58.5	-	-

注：活力度評価は、次の状態に基づき判定した結果を示す。A：良好、正常なもの、B：普通、正常に近いもの、C：悪化のかなり進んだもの、D：顕著に悪化しているもの

③ 植栽土壌

a. 試坑土壌調査（基本断面調査）

試坑土壌調査の結果の概要は表 4.4-13 に、試坑土壌断面図は図 4.4-4 に、理化学特性の分析結果は表 4.4-14 に示すとおりである。

土壌は A 層と B 層^注で形成されており、全層が壤土またはシルト質壤土であった。A 層は腐植に富む土壌である一方で B 層は腐植を含まない土壌が分布していた。

土壌の理化学的特性については、土壌 pH は全ての層で「1 (優)」、飽和透水係数は B2 層及び B3 層で「1 (優)」、A 層及び B1 層で「2 (良)」と評価された一方で、電気伝導度 (EC) は全ての層で「4 (極不良)」と評価された。

電気伝導度が低い場合、土壌養分が不足している可能性が考えられる。

表 4.4-13 試坑土壌調査結果の概要 (地点 : No. 1)

層位名	層位	特徴	植栽基盤としての評価
A 層	0~6cm	<ul style="list-style-type: none"> 土性は壤土 (L)、土色は暗褐、細礫有り、植物根に富む。 土壌硬度は「軟らか」。 	腐植に富む土壌であり、また壤土であるため、植栽基盤土壌として利用は可能である。
B1 層	6~14cm	<ul style="list-style-type: none"> 土性は壤土 (L)、土色は褐、小礫はなく、植物根はない。 土壌硬度は「硬い」。 	腐植を含まない土壌であるものの、壤土であるため、植栽基盤土壌として利用は可能であるが、土壌養分に乏しい可能性がある。
B2 層	14~24cm	<ul style="list-style-type: none"> 土性はシルト質壤土 (SiL)、土色は褐、石礫及び植物根はない。 土壌硬度は「硬い」。 	腐植を含まない土壌であるものの、シルト質壤土であるため、植栽基盤土壌として利用は可能であるが、土壌養分に乏しい可能性がある。
B3 層	24~100cm	<ul style="list-style-type: none"> 土性は壤土 (L)、土色は褐、石礫及び植物根はない。 土壌硬度は「硬い」。 	腐植を含まない土壌であるものの、壤土であるため、植栽基盤土壌として利用は可能であるが、土壌養分に乏しい可能性がある。

注：A層 腐植の多い鈣質土層。

B層 (B1~B3層) 腐植の少ない鈣質土層。腐植の集積具合、構造の種類、土性から以下の3区分に分類した。

B1層：腐植に乏しい土層。壤土であり、土壌構造は粒状。

B2層：腐植に乏しい土層。シルト質壤土であり、土壌構造は壁状。

B3層：腐植に乏しい土層。壤土であり、土壌構造は壁状。

地質母岩: -						堆積様式: 洪積					地形: 平地				
断面 模式図	深さ (cm)	厚さ (cm)	層位	層界	土色	土性	土壌硬度 (山中式)	石礫 含量	乾湿	植物根 の分布	還元 反応	土壌 構造	可塑性	腐植	地下 水位
断面 模式図	0	6	A	平坦判然	7.5YR2/3 (暗褐色)	壤土(L)	軟らか	含む	半湿	富む	-	団粒状	中	10%前後	なし
	10	8	B1	平坦判然	7.5YR4/3 (褐色)	壤土(L)	硬い	なし	半湿	なし	-	粒状	弱	0	なし
		10	B2	平坦明瞭	7.5YR4/3 (褐色)	シルト質 壤土(SiL)	硬い	なし	半湿	なし	-	壁状	弱	0	なし
	30	76	B3	平坦判然	7.5YR4/4 (褐色)	壤土(L)	硬い	なし	半湿	なし	-	壁状	中	0	なし
	40														
	50														
	60														
	70														
	80														
	90														
	100														

凡例
断面模式図 ■ : 腐植 富む(6%以上12%未満) □ : 腐植 なし(0%)
— : 層界 明瞭(平坦) ---- : 層界 判然(不規則)
還元反応 - : 反応なし

図 4.4-4 試坑土壌断面図

表 4.4-14 理化学特性の分析結果 (地点: No. 1)

分析項目	単位	分析結果				評価基準				
		A層	B1層	B2層	B3層	1 (優)	2 (良)	3 (不良)	4 (極不良)	
物理的 性質	飽和透水 係数	m/s	1.9×10^{-5}	4.3×10^{-5}	1.5×10^{-4}	1.3×10^{-4}	$10^{-4} <$	$10^{-4} \sim 10^{-5}$	$10^{-5} \sim 10^{-6}$	$10^{-6} >$
化学的 性質	pH (H ₂ O)	-	6.6	6.7	6.8	6.8	5.6~6.8	4.5~5.6 6.8~8.0	3.5~4.5 8.0~9.5	3.5> 9.5<
	電気伝導度 (EC)	dS/m	0.04	0.02	0.02	0.02	0.1~0.2	0.2~0.5	0.5~1.5	1.5< 0.1>

注: ■は、「評価基準」の3(不良)以上に該当するものを示す。

資料: 「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」(平成12年1月、(社)日本造園学会 緑化環境工学研究委員会 日本造園学会誌 ランドスケープ研究 63(3))

b. 簡易土壌調査（簡易試坑調査）

簡易土壌調査の結果は、表 4.4-15 に示すとおりである。

簡易土壌調査の結果、全ての地点において表層に腐植が確認された。また、土性は、全ての地点・層において壤土であった。

いずれの地点も、地中に固い層が存在しており、調査地点内の複数箇所では検土杖を差し込んだが、地点①では深さ 20cm、地点②では深さ 15cm 以上は検土杖を差し込むことができず、試坑できなかった。

A 層は腐植が多い土壌であったが、層が 3~6cm と薄く、B 層は腐植のほとんどない層により形成されていた。

表 4.4-15 簡易試坑調査結果

調査地点	階層区分	層位		層界	土色	土性	乾湿	還元反応	可塑性	腐植	備考	
		深さ (cm)	厚さ (cm)									
1期 街区	①	A	0~6	6	判然	7.5YR3/2 (暗褐色)	壤土 (L)	半湿	—	中	10%前後	深さ20cm以上は固い層に阻まれ、試坑不能であった。
		B	6~20	12	判然	7.5YR3/3 (褐色)	壤土 (L)	半湿	—	中	0%前後	
2期 街区	②	A	0~3	3	判然	7.5YR3/4 (暗褐色)	壤土 (L)	半湿	—	中	5%前後	深さ15cm以上は固い層に阻まれ、試坑不能であった。
		B	3~15	12	漸変	7.5YR4/3 (褐色)	壤土 (L)	半湿	—	中	0%前後	

注：還元反応の「—」は「反応なし」を示す。

④ 植栽予定樹種

本事業の主な植栽予定樹種は、表 4.4-16 に示すとおりである。

植栽する樹種は、常緑樹と落葉樹のバランスを考慮するほか、花や緑が楽しめる樹木を配植して四季を感じられるような計画とした。

計画地は、既存の建築物の撤去及び新設する建築物の建設により改変される区域以外は、現存する樹木や草本を残す計画である。また、植栽可能な区域のうち、(仮称)安らぎ広場と新1号棟に面する通路には、サクラ類を植樹する他、アラカシ、クロガネモチ、シラカシ等を中心とした常緑高木やカツラ、サクラ類、ハナミズキ等を中心とした落葉高木による植栽帯を設け、(仮称)安らぎ広場の木陰の確保を図るとともに、花や緑を楽しめるような植栽計画とする。

表 4.4-16 主な植栽予定樹種等

区分	主な植栽予定樹種	植栽予定本数等			樹高	
		1期街区	2期街区	合計		
高木 ^{注1}	常緑樹	アラカシ、クロガネモチ、シラカシ、タブノキ、ビワ、モチノキ、モッコク等	22本	9本	31本	3.0～8.0m
	落葉樹	イロハモミジ、エノキ、カキノキ、カツラ、ケヤキ、コブシ、サクラ類、ハナミズキ等	30本	18本	48本	
中木 ^{注1}	常緑樹	キンモクセイ、サザンカ、サンゴジユ、ツバキ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ等	76本	47本	123本	1.5～3.0m
	落葉樹	ウメ、ニシキギ、マユミ、ハギ類、サンシュユ等	47本	39本	86本	
低木 ^{注1}	常緑樹	アオキ、オオムラサキツツジ、クチナシ、サツキツツジ、ナンテン、ヒラドツツジ、トベラ等	234本	108本	342本	0.3～1.5m
	落葉樹	アジサイ、コデマリ、ドウダンツツジ、ボケ、ヤマブキ、ユキヤナギ等	159本	191本	350本	
地被類	シバ類、クローバー、オオバジャノヒゲ等	約681m ²	約455m ²	約1136m ²	—	

注1：高木・中木・低木は、「川崎市緑化指針」(令和4年2月、川崎市)の基準に基づき設定している。

注2：株立ちのものも「本」として計上している。

⑤ 潜在自然植生

計画地及びその周辺における潜在自然植生は、図 4.4-5 に示すとおりである。

計画地の潜在自然植生は、「川崎市および周辺地域の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」によると、シラカシ群集典型亜群集に該当する。

シラカシ群集典型亜群集は、主にシラカシ、ケヤキといった樹種によって構成される高木林で、台地上の乾性地、関東ローム層で覆われた比較的排水良好な立地に成立する。

また、シラカシ群集典型亜群集の主な代償植生は、表 4.4-17 に示すとおり 5 タイプの群落が挙げられる。

なお、潜在自然植生構成種及び代償植生構成種は、表 4.4-18 に示すとおりであり、計画地において確認された樹種にはこれらに該当し、かつ、良好に生育している種も含まれることから、現在も潜在自然植生に変化はないものといえる。

表 4.4-17 シラカシ群集典型亜群集の主な代表植生

潜在自然植生	主な代償植生
シラカシ群集典型亜群集	クスギーコナラ群集、アズマネザサーススキ群集、チガヤーススキ群落、カラスビシャクーニシキソウ群集、ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落

出典：「神奈川県内の潜在自然植生」（昭和 51 年、神奈川県教育委員会）

表 4.4-18 シラカシ群集典型亜群集の潜在自然植生構成種及び代償植生構成種

区分	潜在自然植生構成種	代償植生構成種
高木層	シラカシ、ケヤキ	エノキ、ケヤキ、イヌシデ
低木層	アオキ、ヒサカキ、イヌガヤ、イロハモミジ、ナンテン、チャノキ	ヤマコウバシ、クロモジ、カマツカ、ムラサキシキブ、ウグイスカグラ
草本層	ジャノヒゲ、ヤマイタチシダ、ベニシダ、ジュンラン	キンラン、ナルコユリ、ヒメカンスゲ

出典：「神奈川県内の潜在自然植生」（昭和 51 年、神奈川県教育委員会）

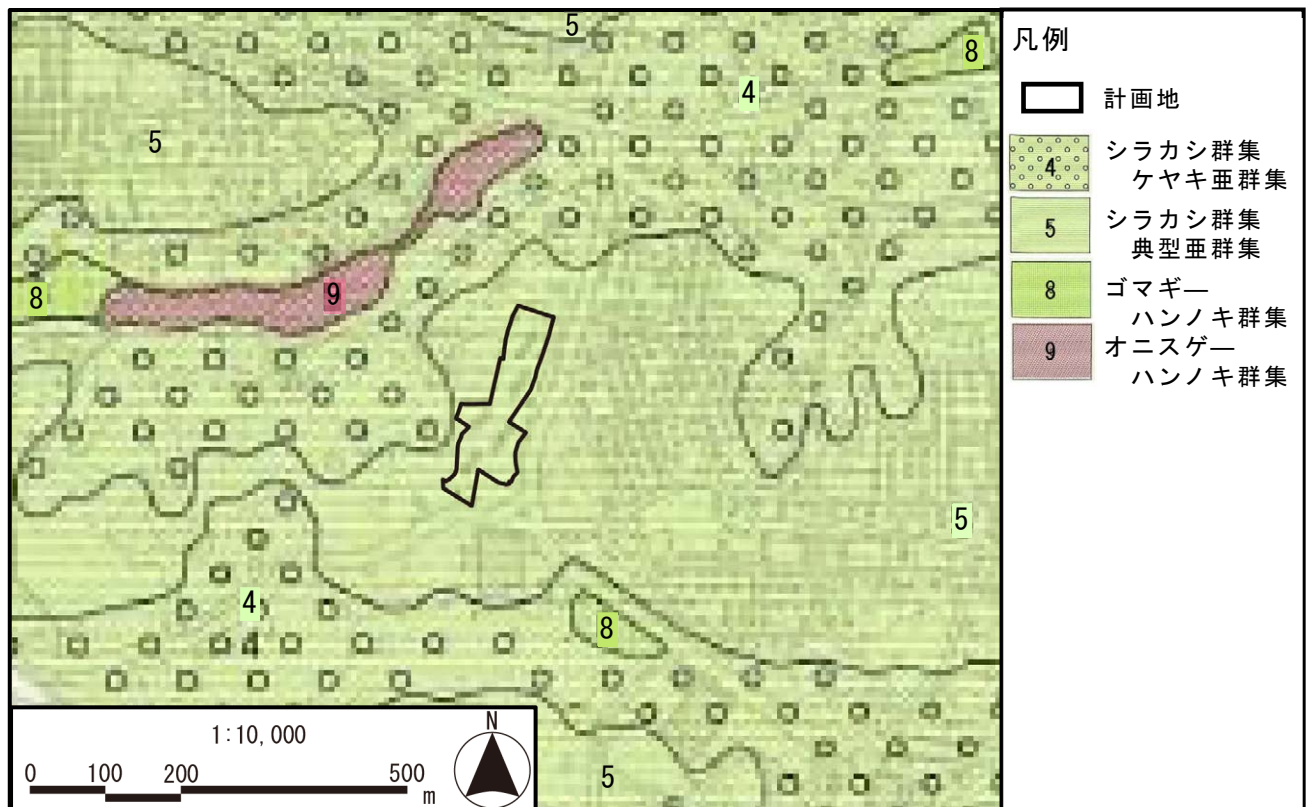


図 4.4-5 潜在自然植生

⑥ 生育環境

a. 地形・地質等の状況

川崎市の地形は主に多摩丘陵、多摩川低地、埋立地の3つに区分され、計画地のある宮前区は多摩丘陵に位置する。計画地及びその周辺は主に人工地形の平坦化地であり、その他盛土地や段丘地形、一般山地などとなっている。なお、計画地の位置する標高は約73mである。

また、地質については計画地及びその周辺は、半固結堆積物となっている。

b. 日照、潮風等の状況

計画地及びその周辺は、主に住宅地、畑地、緑地等が存在し、局所的に商業施設、運輸施設等が立地しており、住宅地における一般的な日照の状況を呈している。また、計画地は内陸部にあるため、潮風等の影響はない。

⑦ 土地利用の状況

土地利用の状況については、「第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.6 土地利用の状況 (2) 土地利用の状況」(p64～69 参照)に示すとおりである。

⑧ 関係法令等による基準等

a. 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

本条例は、川崎市における緑の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、市と市民及び事業者との協働により、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。

b. 川崎市緑の基本計画

本計画は、「都市緑地法」第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」に関する事項を示すとともに、緑をとりまく実情を勘案しながら必要な事項を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていくものである。

c. 川崎市緑化指針

本指針は、住宅や事業所など施設の設置目的や立地する周辺の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計、並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的としている。

また、本指針には、緑化手法、緑の量的水準、植栽上の留意事項、維持管理などが記載されている。

d. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められている。地域別環境保全水準は、表 4.4-19 に示すとおりである。

表 4.4-19 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
緑の質	緑の適切な回復育成を図ること。

出典：「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.4-20 に示すとおり設定した。

表 4.4-20 環境保全目標

環境影響要因		環境影響評価項目	環境保全目標
供用時	施設の存在（緑の回復育成）	緑の質	緑の適切な回復育成を図ること。

(3) 予測及び評価

本事業の供用時において、新たに緑の回復育成を図るため、緑の質について、予測及び評価を行った。

< 供用時 >

- ・ 施設の存在（緑の回復育成）に伴う緑の質

1) 施設の存在（緑の回復育成）に伴う緑の質（供用時）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.4-21 に示すとおりである。

表 4.4-21 予測項目（緑の質）

環境影響要因	予測項目
施設の存在（緑の回復育成）	植栽予定樹種の環境適合性 植栽基盤の適否及び必要土壌量

b. 予測地域

予測地域・予測地点は、表 4.4-22 に示すとおりである。

表 4.4-22 予測地域（緑の質）

環境影響要因	予測地域
施設の存在（緑の回復育成）	計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.4-23 に示すとおりである。

表 4.4-23 予測時期（緑の質）

環境影響要因	予測時期
施設の存在（緑の回復育成）	工事完了後の一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とした。

d. 予測方法

(a) 植栽予定樹種の環境適合性

計画地及びその周辺における生育木の樹木活力度調査結果、既存資料から把握した潜在自然植生及び「川崎市緑化指針」の記載樹種を参考に、緑化計画における主要な植栽予定樹種の環境適合性を予測した。

(b) 必要土壌量

緑化計画の内容を踏まえ、「川崎市緑化指針」等に基づき、植栽基盤の適否及び必要土壌量を予測した。

e. 予測条件

緑化計画における主な植栽予定樹種及び植栽予定本数等は、表4.4-16（p235参照）に示したとおりである。

また、単位土壌量は以下のとおりである。なお、高木・中木・低木別の1本あたりの単位土壌量は、鉢穴容量の標準寸法（表4.4-24参照）に基づき算定した。地被類については、試坑土壌調査における表土（A層）の層厚を適用した。

- ・高木（樹高3.0m以上）：鉢穴容量－鉢容量＝ $0.44\text{m}^3 - 0.11\text{m}^3 = 0.33\text{m}^3/\text{本}$
- ・中木（樹高1.5～3.0m未満）：鉢穴容量－鉢容量＝ $0.14\text{m}^3 - 0.028\text{m}^3 = 0.112\text{m}^3/\text{本}$
- ・低木（樹高0.3～1.5m未満）：鉢穴容量－鉢容量＝ $0.09\text{m}^3 - 0.017\text{m}^3 = 0.073\text{m}^3/\text{本}$
- ・地被類：土壌厚さ＝6cm ($0.06\text{m}^3/\text{m}^2$)

表4.4-24 鉢容量及び鉢穴容量の標準的寸法

幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m^3)	鉢穴容量 (m^3)	本事業の 植栽樹木
10未満	33	25	69	37	0.017	0.09	低木
10以上15未満	38	28	75	40	0.028	0.14	中木
15以上20未満	47	33	87	46	0.061	0.27	
20以上25未満	57	39	99	53	0.11	0.44	高木
25以上30未満	66	45	111	59	0.17	0.65	
30以上35未満	71	48	117	62	0.21	0.76	
35以上45未満	90	59	141	75	0.4	1.34	
45以上60未満	113	74	171	90	0.74	2.28	
60以上75未満	141	91	207	109	1.32	3.7	
75以上90未満	170	108	243	128	2.08	5.45	

注：■は、本事業の植栽予定樹木が該当する箇所を示す。

資料：「川崎市緑化指針」（2022年2月一部改正、川崎市）

f. 予測結果

(a) 植栽予定樹種の環境適合性

緑化計画における主な植栽予定樹種の環境適合性は、表4.4-25に示すとおりである。

樹木活力度調査結果によると、主な植栽予定樹種のうち樹木活力度調査で確認された28種全てがA（良好、正常なもの）に該当する。

既存資料調査によると、主な植栽予定樹種39種（地被類除く）のうち、27種が計画地に良好な生育状況で生育している種、35種が周辺地域において良好に生育している種であり、いずれも双方またはいずれかに該当する。また、樹種特性は、16種が耐陰性のある種となっている。

環境特性に留意すべき範囲は図4.4-6に示すとおりである。計画建築物による日影の影響により日照に留意する必要があると予測される範囲には、耐陰性のある種を中心に計画する。

以上のことから、主な植栽予定樹種は、計画地で正常に生育し、計画地及びその周辺の環境特性に適合するものと予測する。

表4.4-25 主な植栽予定樹種等の環境適合性

区分	植栽予定樹種	樹木活力度 調査結果 ^{注1}	川崎市緑化指針		周辺地域 における 生育種 ^{注2}	潜在自然 植生 構成種 ^{注3}	
			緑化樹木	樹種特性 (耐陰性)			
高木	常緑広葉樹	アラカシ	A	○		○	
		クロガネモチ	-	○	○	○	
		シラカシ	A	○	○	○	○
		タブノキ	-	○	○	○	
		ビワ	A	○		○	
		モチノキ	-	○	○	○	
		モッコク	-	○	○	○	
	落葉広葉樹	イロハモミジ	A	○			○
		エノキ	A	○		○	
		カキノキ	A	○		○	
		カツラ	-	○		○	
		ケヤキ	A	○		○	○
		コブシ	A	○		○	
		サクラ類 ^{注4}	A	○		○	
ハナミズキ	A	○	○	○			
中木	常緑広葉樹	キンモクセイ	A	○		○	
		サザンカ	A	○	○	○	
		サンゴジュ	A	○	○	○	
		ツバキ	A	○		○	
		ヒイラギ	A	○	○		
		ヒイラギモクセイ	A	○	○	○	
	落葉広葉樹	ウメ	A	○		○	
		ニシキギ	-	○		○	
		マユミ	-	○		○	
		ハギ類 ^{注4}	A	○	○	○	
サンシュユ	-	○		○			
低木	常緑広葉樹	アオキ	-	○		○	
		オオムラサキツツジ ^{注4}	A	○			
		クチナシ	-	○	○	○	
		サツキツツジ ^{注4}	A	○		○	
		ナンテン	A	○	○	○	○
		ヒラドツツジ ^{注4}	A	○		○	
		トベラ	A	○	○		
	落葉広葉樹	アジサイ	A	○	○	○	
		コデマリ	A	○		○	
		ドウダンツツジ	A	○		○	
		ボケ	A	○		○	
		ヤマブキ	-	○	○	○	
		ユキヤナギ	A	○		○	
地被類	芝	-	-	○	○		
	クローバー	-	-		○		
	オオバジャノヒゲ	-	-	○	○		

注1：樹木活力度調査結果は、調査した樹木の樹高(高木・低木等)によらず、樹種毎の調査結果を示した。

注2：周辺における生育種は、初山住宅における過年度現地調査にて確認された種のうち、同様な環境かつ良好に生育している種を示した。

注3：「神奈川県における潜在自然植生」における「シラカシ群集典型亜群集」の適性植栽種を参照した。

注4：サクラ類には「サクラsp.」の、ハギ類には「ハギsp.」の、オオムラサキツツジ、サツキツツジ、ヒラドツツジには「ツツジsp.」の樹木活力度調査結果を示した。



図 4.4-6 環境特性に留意する必要がある範囲

(b) 植栽基盤の適否

計画地は集合住宅であり様々な樹木が植栽されており、計画建築物敷地及び周辺地域である蔵敷第2公園の生育木は良好な樹木活力度を示している。

その一方で、植栽土壌の調査結果によると、数cm程度の層厚である表土よりも下層の腐植がほとんどなく、土中硬度も固いことから、新たに植栽を行う基盤として改良を行うことが望ましいと予測する。

具体的には、有効土層^{注1}の通気性を確保するため、耕うん等による土壌の膨軟化を目的とした土壌の物理性の改善を図り、樹木の植穴部を中心に必要土壌量以上の良質な土壌を客土し、必要に応じて、植栽工事の段階において、施肥、その他の通気性・透水性・電気伝導度の改善策を実施する（図4.4-7参照）。以上の改善策により、植栽基盤として適した土壌となるものと予測する。

注1 有効土層：植物の根が支障なく伸びることができるために整備する土層。

●植栽基盤整備工法

・A種（樹木）

現状地盤を粗起こし後、耕うんする。

- ①有効土層の厚さの土壌を、植物の根の生長に支障がない程度の大きさに砕き（粗起こし）、きょう雑物を取り除きながら掘りおこす。
- ②耕うんができる程度に平らにする。
- ③20cm程度の厚さの土壌を細砕し（耕うん）、きょう雑物を取り除き、雨水が浸透できる程度に軽く締めながら整地・整形する。

・B種（芝・地被類）

現状地盤を耕うんする。

- ①有効土層の厚さの土壌を細砕し（耕うん）、きょう雑物を取り除き、雨水が浸透できる程度に軽く締めながら整地・整形する。

●植栽基盤の有効土層として整備する厚さ

樹木（樹高 3m 以上～7m 未満）：有効土層（60 cm）

樹木（樹高 3m 未満）：有効土層（50cm）

芝・地被類：有効土層（20cm）

資料：「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）

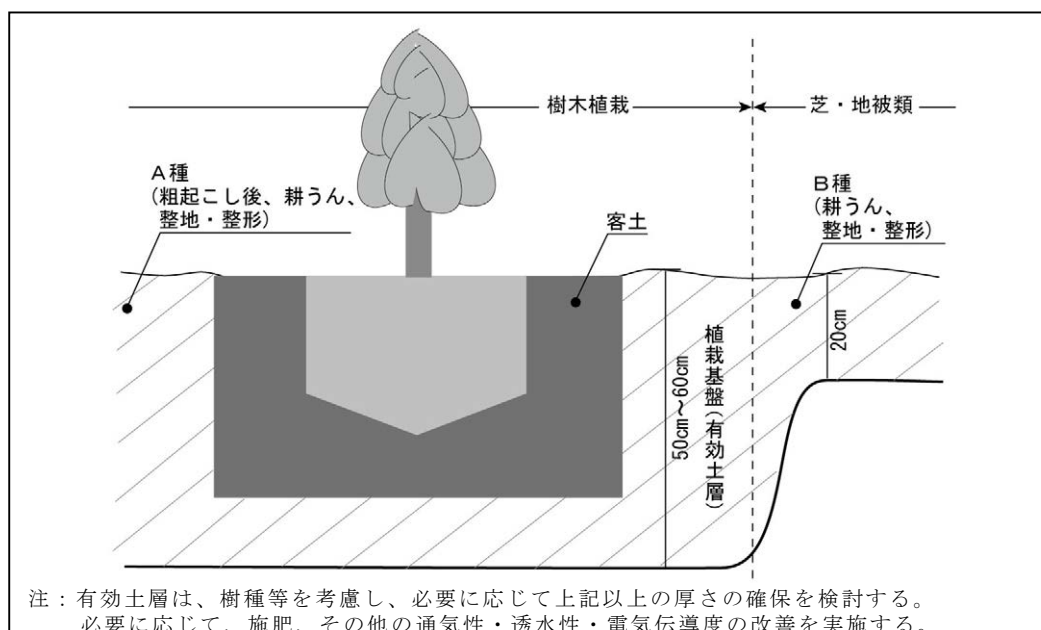


図4.4-7 植栽基盤の整備イメージ

(c) 植栽基盤の必要土壌量

植栽基盤の必要土壌量は表4.4-26に示すとおり、新1号棟で約102m³、新2号棟で約69m³であり、すべての敷地の合計で約171m³と予測する。

表4.4-26 植栽基盤の必要土壌量

敷地	区分	単位土壌量	植栽本数	必要土壌量
新1号棟	高木	0.330m ³ /本	約 52 本	約 18 m ³
	中木	0.112m ³ /本	約 123 本	約 14 m ³
	低木	0.073m ³ /本	約 393 本	約 29 m ³
	地被類	0.06m ³ /m ²	約 681 m ²	約 41 m ³
	計	—	約 568 本	約 102 m ³
新2号棟	高木	0.330m ³ /本	約 27 本	約 9 m ³
	中木	0.112m ³ /本	約 86 本	約 10 m ³
	低木	0.073m ³ /本	約 299 本	約 22 m ³
	地被類	0.06m ³ /m ²	約 455 m ²	約 28 m ³
	計	—	約 412 本	約 69 m ³
合計	—	約 980 本	約 171 m ³	

注：必要土壌量の合計は、端数分が不足とならないよう、小数第1位を切り上げた数字とした。

② 環境保全のための措置

本事業では、緑の適切な回復育成の観点から、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・緑化地には、有効土層の通気性を確保するため、耕うん等による土壌の膨軟化を目的とした土壌の物理性の改善を図り、樹木の植穴部を中心に必要土壌量以上の良質な土壌を客土し、必要に応じて、植栽工事の段階において、施肥、その他の通気性・透水性・電気伝導度の改善策を実施する。
- ・これまでの維持管理の実績を踏まえ、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、草刈・除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
- ・建築物の日影となる緑化地には耐陰性のある種を植栽する等、日照条件に応じた樹種を選定し、樹木の健全な育成に努める。
- ・計画地は、既存の建築物の撤去及び新設する建築物の建設により改変される区域以外は、現存する樹木や草本を残す計画とする。また、植栽可能な区域のうち、(仮称)安らぎ広場と新1号棟に面する通路には、サクラ類を植樹する他、アラカシ、クロガネモチ、シラカシ等を中心とした常緑高木やカツラ、サクラ類、ハナミズキ等を中心とした落葉高木による植栽帯を設け、(仮称)安らぎ広場の木陰の確保を図るとともに、花や緑を楽しめるような植栽計画とする。

③ 評価

本計画における主な植栽予定樹種は、樹木活力度調査においてA(良好、正常なもの)に該当する種や、潜在自然植生の該当種、または周辺地域において良好に生育している種を選定していることから、計画地及びその周辺の環境特性に適合するものと予測した。

樹木活力度調査によると、計画建築物敷地及び周辺地域の生育木は良好な樹木活力度を示している。一方、植栽土壌の調査結果によると、計画地の土壌は、新たに植栽を行う基盤としては改良を行うことが望ましいと考えられるため、有効土層(樹種に応じて必要とされる厚さの確保を検討)の通気性を確保するため、耕うん等による土壌の膨軟化を目的とした土壌の物理性の改善を図り、樹木の植穴部を中心に必要土壌量以上の良質な客土を行い、必要に応じて、植栽工事の段階において、施肥、その他の通気性・透水性・電気伝導度の改善策を実施する。したがって、植栽基盤として適した土壌となるものと予測した。

本事業の実施にあたっては、緑化地は、これまでの維持管理の実績を踏まえ、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、草刈・除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、緑の適切な回復育成が図られると評価する。

4.4.2 緑の量

計画地及びその周辺における緑被の状況等を調査し、緑被の変化及び全体の緑の構成について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における緑被の状況等を把握し、緑の量について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.4-27 に示すとおりである。

表4.4-27 調査項目（緑の量）

項目	調査項目
緑の量	①緑被の状況（植生区分、緑度） ②緑化計画 ③生育環境 ④土地利用の状況 ⑤関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、表 4.4-28 に示すとおりである。

表4.4-28 調査地域（緑の量）

調査項目	調査地域
①緑被の状況（植生区分、緑度）	計画地とした。
②緑化計画	
③生育環境	計画地及びその周辺とした。
④土地利用の状況	
⑤関係法令等による基準等	—

3) 調査期間

調査期間は、表 4.4-29 に示すとおりである。

表 4.4-29 調査期間（緑の量）

調査項目	調査期間
①緑被の状況（植生区分、緑度）	調査期間は、以下に示すとおりとした。 令和 5 年 6 月 21 日（水）
②緑化計画	—
③生育環境	調査期間（現地調査）は、以下に示すとおりとした。 令和 5 年 6 月 26 日（月）
④土地利用の状況	—
⑤関係法令等による基準等	—

4) 調査方法

調査方法は、表 4.4-30 に示すとおりである。

表 4.4-30 調査方法（緑の量）

調査項目	調査方法
①緑被の状況（植生区分、緑度）	現地調査を行い、植生区分、緑被面積、緑被率、緑度を把握した。なお、緑度を算定する方法は、表 4.4-31 に示す緑度の区分に応じた指数を用いて、表 4.4-32 に示す算定式により平均緑度を算定するものとした。
②緑化計画	緑化計画の内容を整理する方法とした。
③生育環境	「地形図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の生育環境を把握した。また、「①緑被の状況」の現地調査とあわせて生育環境を把握した。
④土地利用の状況	「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。
⑤関係法令等による基準等	以下の関係法令等による内容について整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」 ・「川崎市緑の基本計画」 ・「川崎市緑化指針」 ・「川崎市環境影響評価等技術指針」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

表 4.4-31 緑度の区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分	内容
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地	「すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地」とは、すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値をもつ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。 例) シラカシ林、スダジイ林、ケヤキ林等
4	よく成育した植生地 (二次林、植林、竹林)	「良く成育した植生地 (二次林、植林、竹林)」とは、良く成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以上で、良好な植生状態が維持されているもの。 例) コナラ林、スギ林、サワラ林、モウソウチク林、マダケ林、屋敷林等
3	やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)	「やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)」とは、やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの。 例) 指数 4 に示す林のほか、伐採跡地、耕作地、果樹園等
2	貧弱な植生地	「貧弱な植生地」とは、植生状態が貧弱な二次的植生地。 例) アズマネザサ群落、ススキ草原、クズ草原、水田放棄地等
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等	「人工的な環境又は緑地が極めて少ない裸地」とは、人工的な環境又は緑地が極めて少ない土地。 例) 荒地、裸地、造成地、崩壊地等

出典：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3年3月改訂、川崎市）

表 4.4-32 平均緑度算定式

$\text{平均緑度 (L. G)} = \frac{\sum (\text{緑度の区分による指数 (G)} \times \text{緑度の区分別面積 (a)})}{\text{指定開発行為に係る面積 (A)}}$

出典：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3年3月改訂、川崎市）

5) 調査結果

① 緑被の状況

a. 植生区分

計画地の植生区分は、「4.4.1 緑の質 (1) 現況調査 5) 調査結果 ① 現存植生状況及び生育状況 a. 現存植生状況」(p227 参照) に示すとおりである。

b. 緑度

計画地における緑度区分別の面積及び緑度指数は表 4.4-33 に、緑度区分図は図 4.4-8 に示すとおりである。

計画地は、「やや成育が進んだ植生地 (緑度指数 3)」が約 6,574m²、「貧弱な植生地 (緑度区分 2)」が約 2,147m²、「人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等 (緑度区分 1)」が約 5,366m²であった。なお、「すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地 (緑度指数 5)」及び「よく成育した植生地 (緑度指数 4)」に該当する植生はなかった。

また、これらの結果により、表 4.4-34 の式に基づいて算定した計画地全体の平均緑度は 2.1 と算出された。

表 4.4-33 緑度区分別の面積及び緑度指数

緑度の区分	緑度指数 (G)	面積 (m ²) (a)	割合	区分別指数 (G×a)
やや成育が進んだ植生地	3	約6,574	約46.7%	19,724
貧弱な植生地	2	約2,147	約15.2%	4,294
人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等	1	約5,366	約38.1%	5,366
合計		約14,087	100.0%	29,383
平均 (L.G)			2.1	

表 4.4-34 平均緑度 (L.G) の算定結果

○ 「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく平均緑度 (L.G)

$$\frac{\text{区分別指数合計 } \Sigma (G \times a)}{\text{指定開発行為に係る面積 (A)}} = \frac{29,383}{14,087} \div 2.1$$



凡例

- 計画地
- やや生育が進んだ植生地(緑度指数3)
- 貧弱な植生地(緑度指数2)
- 人工的な環境または緑が極めて少ない裸地棟(緑度指数1)

図4.4-8 緑度区分図



② 緑化計画

「第 1 章 指定開発行為の概要 1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 1.4.5 緑化計画等(p25～26 参照)」に示すとおりである。

③ 生育環境

「4.4.1 緑の質 (1)現況調査 5)調査結果 ⑥生育環境 (p237 参照)」に示すとおりである。

④ 土地利用の状況

土地利用の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.6 土地利用の状況 (2)土地利用の状況」(p64～69 参照)に示すとおりである。

⑤ 関係法令等による基準等

a. 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

「4.4.1 緑の質 (1)現況調査 5)調査結果 ⑧関係法令等による基準等 a. 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 (p237 参照)」に示すとおりである。

b. 川崎市緑の基本計画

「4.4.1 緑の質 (1)現況調査 5)調査結果 ⑧関係法令等による基準等 b. 川崎市緑の基本計画 (p237 参照)」に示すとおりである。

c. 川崎市緑化指針

本指針は、住宅や事業所など施設の設置目的や立地する周辺の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計、並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的としている。

本指針では、「確保すべき緑化面積率」が定められており、住宅については、「建築敷地面積の 20%以上」と定められている。

また、本指針では緑の量的水準等を定めており、緑の量的水準は「植栽本数＝緑化地面積×係数(高木 0.08 本/m²、中木 0.16 本/m²、低木 0.48 本/m²)」としている。なお、基準どおりの本数が植栽できない場合には、樹木を換算(高木 1 本に対し中木 2 本または低木 6 本、中木 1 本に対し低木 3 本)するにより異なる規格の樹木で代替することができるが、各規格とも、基準で算出される本数の半数以上の植栽しなければならない。

d. 川崎市環境影響評価等技術指針

(a) 平均緑度係数

平均緑度係数は表4.4-35に示すとおり、現況の平均緑度(L.G)が「2.1」であることから、平均緑度係数(G')は「0.06」となる。

表4.4-35 平均緑度係数(G')

平均緑度(L.G)	5.0~4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2		
平均緑度係数(G')	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17		
3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0~1.0
0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3年3月改訂、川崎市）

(b) 緑被率算定式

指定開発行為に係る緑被率の算定式は、表4.4-36のとおりであり、本事業に対する緑被率を算定すると、26.0%となる。

表4.4-36 目標とする緑被率の算定根拠

<p>○本事業で目標とする緑被率</p> <p>計画地：$(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G') / A \times 100$</p> <p>$= (14,087 \times 0 + (14,087 - 0) \times 0.2 + 14,087 \times 0.06) / 14,087 \times 100$</p> <p>$= 26.0\%$</p> <p>A：指定開発行為に係る面積（14,087m²）</p> <p>α：0.06等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合 ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合はα=0とする。 （本事業では、α=0）</p> <p>B：指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの （A - (A × α)）</p> <p>β：指定開発行為の種類ごとに定める数値 （住宅団地の新設：0.2）</p> <p>G'：平均緑度係数（0.06）</p>

e. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められている。地域別環境保全水準は、表4.4-37に示すとおりである。

表4.4-37 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
緑の量	緑被を著しく減少させないこと。ただし、良好な自然環境地域（特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定地等）は保全すること。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.4-38 に示すとおり、丘陵部における緑の量の地域別環境保全水準である「緑被を著しく減少させないこと。」を環境保全目標として設定することとした。

具体的な目標値としては、「川崎市緑化指針」に基づく確保すべき緑化面積率として、各敷地において「建築敷地面積の20%以上」とした。

また、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく目標とする緑被率（指定開発行為に係る面積に占める緑被面積（緑化面積）の割合）として、「計画地全体で26.0%」とした。

表 4.4-38 環境保全目標

環境影響評価項目		環境保全目標
供用時	施設の存在（緑の回復育成）に伴う緑の量	緑被を著しく減少させないこと。

計画地周辺は、戸建住宅、共同住宅及び小学校が存在する住宅地であり、また、計画地の北西側の谷戸部は、住宅地の中に畑地が混在した地域となっている。そのため、望ましい地域環境像としては、丘陵部の「生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域」に最も近いものと考えられる。

(3) 予測及び評価

本事業の供用時において、新たに緑の回復育成を図るため、緑の量について、予測及び評価を行った。

< 供用時 >

- ・ 施設の存在（緑の回復育成）に伴う緑の量

1) 施設の存在（緑の回復育成）に伴う緑の量（供用時）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.4-39 に示すとおりである。

表4.4-39 予測項目（緑の量）

環境影響要因	予測項目
施設の存在（緑の回復育成）	緑被の変化及び全体の緑の構成

b. 予測地域

予測地域・予測地点は、表 4.4-40 に示すとおりである。

表4.4-40 予測地域（緑の量）

環境影響要因	予測地域
施設の存在（緑の回復育成）	計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.4-41 に示すとおりである。

表4.4-41 予測時期（緑の量）

環境影響要因	予測時期
施設の存在（緑の回復育成）	工事完了後の一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とした。

d. 予測方法

(a) 緑被の変化

緑化計画に基づき、緑化面積率（建築敷地面積に対する緑化面積の割合）を示し、「川崎市緑化指針」に基づく確保すべき緑化面積率と比較した。

また、計画地における緑被率（指定開発行為に係る面積に対する緑化面積の割合）を示し、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率と比較する方法とした。

(b) 全体の緑の構成

全体の緑の構成（樹木本数）は、緑化計画における植栽予定本数を示し、「川崎市緑化指針」に基づき算出される緑の量的水準（標準植栽本数）と比較した。

(c) 予測条件

供用時の緑被面積（緑化面積）及び全体の緑の構成（樹木本数）は、「第1章 指定開発行為の概要 1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 1.4.5 緑化計画等」（p25 参照）に示すとおりである。

e. 予測結果

(a) 緑被の変化

本事業における緑化面積率と目標値との比較結果は表 4.4-42 に、緑被率と目標値との比較結果は表 4.4-43 に示すとおりである。

本事業における緑化面積率(敷地面積に対する緑化面積の割合)は、新1号棟で約46.3%、新2号棟で約43.0%であり、「川崎市緑化指針」に基づく確保すべき緑化面積率である「建築敷地面積の20%以上」を全て満足すると予測する。

また、緑被率(指定開発行為に係る面積に占める緑被面積(緑化面積)の割合)は、計画地全体で約44.5%となることから、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率(26.0%)を満足すると予測する。

表4.4-42 本計画における緑化面積率と目標値との比較

区分	緑化計画	
	新1号棟	新2号棟
A: 緑化面積(緑被面積)	約2,953m ²	約3,312m ²
B: 建築敷地面積	約6,378m ²	約7,709m ²
C: 緑化面積率(A/B)	約46.3%	約43.0%
D: 目標値(緑化面積率)	20.0%	
目標値(D)の達成状況	C>D(達成)	C>D(達成)

表4.4-43 本計画における緑被率と目標値との比較

区分	計画地全体
A: 緑被面積	約6,265m ² 注
B: 指定開発行為に係る面積	約14,087m ²
C: 緑被率(A/B)	約44.5%
D: 目標値(緑被率)	26.0%
目標値(D)の達成状況	C>D(達成)

注: 緑被面積は、保全される緑地面積(約5,025m²)を含む。

(b) 全体の緑の構成

緑化計画における植栽予定本数及び「川崎市緑化指針」に基づき算定される緑の量的水準（植栽本数）は、表4.4-44に示すとおりである。

本計画では、高木79本、中木209本及び低木692本を植栽する計画である。

緑化計画における植栽予定本数は、高木を中木または低木に換算することにより、「川崎市緑化指針」に基づき算定される緑の量的水準（植栽本数）を満足すると予測する。

表 4.4-44 緑化計画における植栽予定本数と緑の量的水準（植栽本数）の比較

敷地	区分	緑化計画における植栽本数		川崎市緑化指針による緑 ^{注1} の量的水準(植栽本数)		E : B - D ^{注2} 過不足本数
		A:緑化地面積(m ²)	B:植栽予定本数	C:植栽基準(本/m ²)	D:A×C植栽本数	
新1号棟	高木	約742m ²	52本	0.08	60本	-8本:以下の通り換算(達成) 高木2本×2=中木 4本 高木6本×6=低木36本
	中木		123本	0.16	119本	+4本
	低木		393本	0.48	357本	+36本
新2号棟	高木	約498m ²	27本	0.08	40本	-13本:以下の通り換算(達成) 高木 3本×2=中木 6本 高木10本×6=低木60本
	中木		86本	0.16	80本	+6本
	低木		299本	0.48	239本	+60本

注1:緑の量的水準（標準植栽本数）は、緑化面積に高木、中木、低木の係数（高木0.08本/m²、中木0.16本/m²、低木0.48本/m²）を乗じて算定した。

注2:新2号棟の低木について、緑化地面積と植栽基準の積は239.04本であるため、表の数値による計算上の植栽本数は240本となるが、緑化地面積は小数第一位を四捨五入した数字であり、小数第一位を考慮して算出すると239本となる。

注2:高木、中木、低木はそれぞれの数値標準の半数以上を確保することを条件に、高木1本＝中木2本＝低木6本に換算して植栽できる。

② 環境保全のための措置

本事業では、緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図る観点から、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・ 緑化地は、これまでの維持管理の実績を踏まえ、適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害予防、草刈・除草、灌水等を実施することにより、植栽後の樹木等の健全な育成を図る。
- ・ 高木・中木・低木を適切に組み合わせ、量感のある緑を創出する。
- ・ 既存樹木は、工事施工上の配慮により、極力既存樹木を保全する。
- ・ 「川崎市緑化指針」における緑化面積率及び「川崎市環境影響評価等技術指針」における指定開発行為に係る緑被率の目標値を上回る緑化計画とする。

③ 評 価

本事業における緑化面積率(敷地面積に対する緑化面積の割合)は、新1号棟で約46.3%、新2号棟で約43.0%であり、「川崎市緑化指針」に基づく確保すべき緑化面積率である「建築敷地面積の20%以上」を全て満足すると予測した。

また、緑被率(指定開発行為に係る面積に占める緑被面積(緑化面積)の割合)は、計画地全体で約44.5%となることから、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率(26.0%)を満足すると予測した。

本事業における植栽予定本数は、「川崎市緑化指針」に基づき算定される緑の量的水準(植栽本数)を満足すると予測した。

本事業の実施にあたっては、緑化地は、これまでの維持管理の実績を踏まえ、適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、草刈・除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、緑被を著しく減少させないものと評価する。

4.5 歷史的文化的遺產

4.5.1 歷史的文化的遺產

4.5 歴史的文化的遺産

4.5.1 歴史的文化的遺産

計画地及びその周辺における文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の状況を調査し、工事の実施による歴史的文化的遺産への影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

計画地及びその周辺における文化財等及び埋蔵文化財包蔵地を把握し、歴史的文化的遺産について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として現況調査を行った。

1) 調査項目

調査項目は、表 4.5-1 に示すとおりである。

表 4.5-1 調査項目（歴史的文化的遺産）

項目	調査項目
歴史的文化的遺産	①文化財等の状況 ②埋蔵文化財包蔵地の状況 ③文化財等周辺の土地利用の状況 ④関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、表 4.5-2 に示すとおりである。

表 4.5-2 調査地域（歴史的文化的遺産）

調査項目	調査地域
①文化財等の状況	計画地及びその周辺とした。
②埋蔵文化財包蔵地の状況	
③文化財等周辺の土地利用の状況	
④関係法令等による基準等	—

3) 調査方法

調査方法は、表 4.5-3 に示すとおりである。

表 4.5-3 調査方法（歴史的文化的遺産）

調査項目	調査方法
①文化財等の状況	「社会教育要覧 No.69」等の既存資料から、計画地及びその周辺の文化財等の状況を把握した。
②埋蔵文化財包蔵地の状況	「ガイドマップかわさき-川崎市地図情報システム-都市計画情報」等から、計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況を把握した。
③文化財等周辺の土地利用の状況	「土地利用現況図」等の既存資料から、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。
④関係法令等による基準等	以下の関係法令等による内容について整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」 ・「神奈川県文化財保護条例」 ・「川崎市文化財保護条例」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

4) 調査結果

① 文化財等の状況

計画地周辺における指定文化財は表 4.5-4 に示すとおりである。なお、計画地周辺（図 4.5-1 に示す範囲）において、指定された建造物、史跡及び天然記念物の文化財は存在しない。

表 4.5-4 計画地周辺における指定文化財

指定	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者
県	無形民俗文化財	初山の獅子舞	—	H13.2.13	宮前区 菅生 (菅生神社)	初山獅子舞保存会
市	郷土資料	獅子頭 附 仲立面 1 面	3 頭	S36.9.18	宮前区初山	初山獅子舞保存会

出典：「社会教育要覧 No.69」（令和 4 年 9 月、川崎市）

「指定文化財等紹介」（令和 5 年 5 月閲覧、川崎市ホームページ）

② 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画地及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は表 4.5-5 及び図 4.5-1 に示すとおりである。計画地には埋蔵文化財包蔵地として散布地が、計画地周辺には埋蔵文化財包蔵地として散布地、集落跡及びその他の墓が存在する。

表 4.5-5 計画地及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地

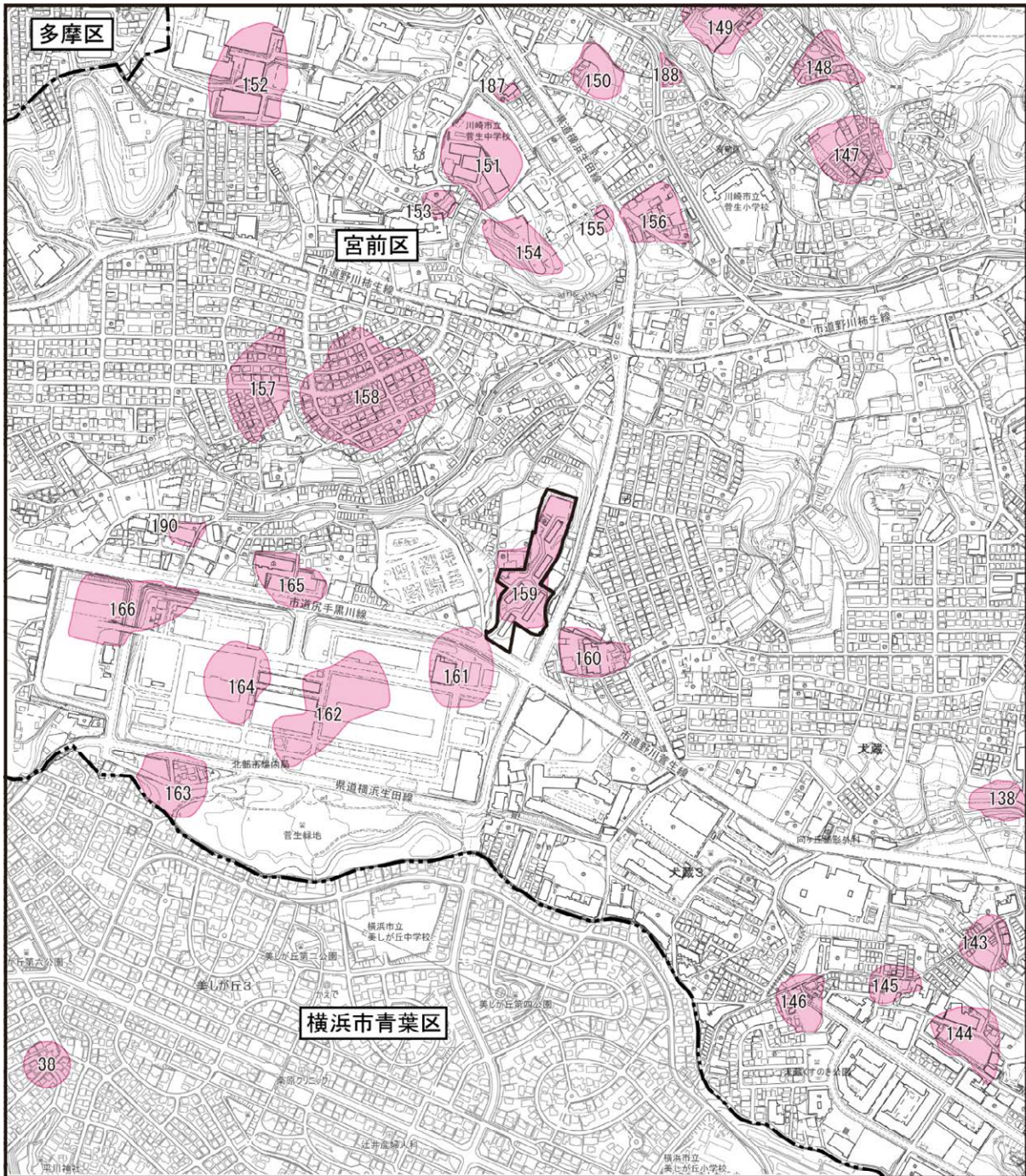
分類	市	遺跡番号	種別	備考
埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	川崎市	宮前区 No. 138	散布地	
		宮前区 No. 143	散布地	
		宮前区 No. 144	集落跡	
		宮前区 No. 145	散布地	
		宮前区 No. 146	集落跡	
		宮前区 No. 147	散布地	
		宮前区 No. 148	散布地	
		宮前区 No. 149	散布地	
		宮前区 No. 150	散布地	
		宮前区 No. 151	散布地	
		宮前区 No. 152	散布地	
		宮前区 No. 153	その他の墓	
		宮前区 No. 154	散布地	
		宮前区 No. 155	散布地	
		宮前区 No. 156	散布地	
		宮前区 No. 157	散布地	
		宮前区 No. 158	散布地	
		宮前区 No. 159	散布地	計画地内
		宮前区 No. 160	集落跡	
		宮前区 No. 161	集落跡	
		宮前区 No. 162	集落跡	
		宮前区 No. 163	散布地	
	宮前区 No. 164	集落跡		
宮前区 No. 165	散布地			
宮前区 No. 166	集落跡			
宮前区 No. 187	散布地			
宮前区 No. 188	散布地			
宮前区 No. 190	散布地			
	横浜市	青葉区 No. 38	散布地	

注：遺跡番号は図 4.5-1 中に対応する。

出典：「ガイドマップかわさき-川崎市地図情報システム-都市計画情報」（令和 5 年 5 月閲覧、川崎市ホームページ）
「横浜市行政地図情報提供システム」（令和 5 年 9 月閲覧、横浜市ホームページ）

③ 文化財等周辺の土地利用の状況

土地利用の状況については、「第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性 2.1 計画地及びその周辺地域の概況 2.1.6 土地利用の状況 (2) 土地利用の状況」（p64～69 参照）に示すとおりである。



凡例

- 計画地
- 埋蔵文化財包蔵地
- 市界
- 区界

出典：「ガイドマップかわさき-川崎市地図情報システム-都市計画情報」（令和5年5月閲覧、川崎市ホームページ）
 「横浜市行政地図情報提供システム」（令和5年9月閲覧、横浜市ホームページ）

図 4.5-1 埋蔵文化財包蔵地位置図



④ 関係法令等による基準等

a. 文化財保護法

本法律は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。

同法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」、「文化的景観」の6種類と定義しており、それらの指定、管理、保護、公開、調査の規定及び基準を定めている。埋蔵文化財については、土地の所有者又は占有者が遺跡を発見したときは、文化庁長官に届け出なければならないこと、国及び地方公共団体は、その場所の周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めること、周知の埋蔵文化財包蔵地を土木工事等の目的で発掘しようとする場合には文化庁長官に届け出なければならないことなどが規定されている。

b. 神奈川県文化財保護条例

本条例は、「文化財保護法」の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、県が行うこととされた文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。

同条例では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」及び「記念物」の4種類と定義しており、それらの指定、管理、保存などについて規定されている。

c. 川崎市文化財保護条例

本条例は、川崎市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図りもって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上発展に貢献することを目的としている。

同条例では、文化財を「市重要歴史記念物」、「市重要習俗技芸」、「市重要郷土資料」、「市重要史跡」、「市重要景勝地」及び「市重要天然記念物」の6種類と定義しており、それらの指定などについて規定されている。

d. 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準が定められている。地域別環境保全水準は、表 4.5-6 に示すとおりである。

表 4.5-6 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

項目	地域別環境保全水準
歴史的文化的遺産	価値ある歴史的文化的文化財について周辺環境を含めて保全を図ること。

出典：「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画における地域別環境保全水準を参考とし、表 4.5-7 に示すとおり設定した。

表 4.5-7 環境保全目標

環境影響要因		環境影響評価項目	環境保全目標
供用時	工事等の影響	歴史的文化的遺産	価値ある歴史的文化的文化財について周辺環境を含めて保全を図ること。

(3) 予測及び評価

本事業の工事中において、工事の実施等による歴史的文化的遺産への影響について、予測及び評価を行った。

<工事中>

- ・工事等の影響による歴史的文化的遺産

1) 工事等の影響による歴史的文化的遺産（工事中）

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、表 4.5-8 に示すとおりである。

表 4.5-8 予測項目（歴史的文化的遺産）

環境影響要因	予測項目
工事等の影響	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

b. 予測地域

予測地域・予測地点は、表 4.5-9 に示すとおりである。

表 4.5-9 予測地域（歴史的文化的遺産）

環境影響要因	予測地域
工事等の影響	計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、表 4.5-10 に示すとおりである。

表 4.5-10 予測時期（歴史的文化的遺産）

環境影響要因	予測時期
工事等の影響	工事期間全体とした。

d. 予測方法

現況調査結果と事業計画の内容に基づき、歴史的文化的遺産への影響の程度を予測した。

e. 予測結果

計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地として散布地が存在していることから、法令等に基づき、必要な手続き及び適切な保存を実施することが必要であると予測する。

② 環境保全のための措置

本事業では、文化財保護の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・文化財保護法に基づいて届出を行い、協議のうえ適切な保全を実施する。
- ・工事中に新たに遺跡等が発見された場合には、川崎市教育委員会に届け出るとともに、遺跡等の保全措置について協議を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

③ 評価

計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地として散布地が存在していることから、法令等に基づき、必要な手続き及び適切な保存を実施することが必要であると予測した。

本事業の実施にあたっては、文化財保護法に基づいて届出を行い、協議のうえ適切な保全を実施することから、価値ある歴史的文化財について周辺環境を含めて保全が図られるものと評価する。

